

「憲法の輝きⅡ あなたに贈る憲法8のはなし」

2022年3月11日発行

発行者 長野県弁護士会 憲法問題プロジェクトチーム©

連絡先 長野県弁護士会

〒380-0872 長野県長野市妻科432番地

TEL:026-232-2104 FAX:026-232-3653

憲法の輝きⅡ

あなたに贈る憲法 **8** のはなし



✦✦ はじめに ✦✦

長野県弁護士会 会長 久保田 明雄

このたび長野県弁護士会では、2014年（平成26）に刊行した憲法に関する小冊子「憲法の輝きーあなたに贈る憲法15のはなし」に引き続き、8年ぶりに続巻として、「憲法の輝きⅡーあなたに贈る憲法8のはなし」を発刊する運びとなりました。

前巻「憲法の輝き」では、憲法とはどのようなものかということテーマにして、私たちの暮らしや社会に憲法はどう関わっているかという観点から憲法を取り上げましたが、長野県弁護士会が行っている市民向け「憲法出前講座」で利用されるなど市民の皆様にお配りした「憲法の輝き」は、幸いなことに皆様から好評をもって受け入れられました。

この「憲法の輝きⅡ」ではまず、人が幸福に暮らしていくための前提条件である「平和」を扱います。Q（クエスチョン）で取り上げた核兵器禁止条約、安全保障法制や集団的自衛権は、核兵器を保有する北朝鮮によるミサイル実験や台湾と中国の緊張関係が高まる中で具体的に問題となりうるものです。

次に、新型コロナウイルスの蔓延により仕事を失い収入が減った国民が大勢出ましたが、生存権を保障するための具体的な制度である生活保護を取り上げ、また、近時毎年のように発生する自然災害は温暖化などの気候変動が原因とされますが、環境と憲法の間を考えます。

さらに、性や姓、婚姻や妊娠出産等は、その人らしさや個人の幸福に直接関係するものですが、近時、それらについての裁判が提起され、重要な判断がいくつも出ています。古くて新しいこの家族問題のうち選択的夫婦別姓と同性婚について取り上げています。

最後に、憲法改正を政策目標とする政党が衆参両議院とも過半数を占める状況にある中で、改正の内容としては緊急事態条項を、改正の手続としては国民投票法の問題点を考えます。

本小冊子は、Q&A形式で興味があるところどこからでも読み進められるようになっています。手に取って頂いた皆様に人権と憲法を考える切っ掛けとなれば望外の喜びです。

◆◆「憲法の輝きⅡ」の発行にあたって◆◆

長野県弁護士会 憲法問題プロジェクトチーム
座長 滝澤 修一

私たち長野県弁護士会憲法問題プロジェクトチーム（以下、PT）が、憲法パンフ「憲法の輝き—あなたに贈る憲法15のはなし」を作成発行したのは、2014年（平成26）3月でした。それから既に8年が経過しました。

この間、この「憲法の輝き」は、多くの市民の方々に配布され、あるいは当会の憲法出前講座をはじめ各地の学習会で利用されてきました。憲法の意義や憲法改正の問題を考えるうえで、大きな役割を果たしてきたと自負しています。そして、この「憲法の輝き」はこれからもその役割は消えることなく、引き続き活用されると信じています。

他方、この8年間で、憲法を巡る情勢も大きく変動してきました。

最も大きなことは、平和を巡る問題です。2015年（平成27）には、安全保障法制改定法が、多くの国民の反対の声のなか、強行採決により成立しました。世間では「戦争法」と呼ばれた法律です。それまで政府自身も憲法違反としてきた集団的自衛権に基づく武力の行使を、一定の要件のもとで認めるものです。そして、この法律は、憲法改正手続きを経ることなく事実上の改憲を行ったとも評価されるどころです。弁護士会はじめ多くの国民が、この法律は、憲法違反であることを主張しています。

国際社会では、核兵器禁止条約が、2021年（令和3）1月、発効し、核兵器廃絶に向かって動き出しています。しかし、日本政府は、これへの参加を拒否しています。

憲法改正自体についても、さまざまな動きが進んできました。

自民党は、2012年（平成24）に「改正草案」を決定していますが、これを維持しつつも、これとは別に、2018年（平成30）3月の党大会で、「改正素案」を承認し、当面取り組むべき改憲案を提案しています。

2017年（平成19）に成立した国民投票法と呼ばれる憲法改正手続法についても、その改正が2021年（令和3）6月になされました。いつでも憲法改正ができると主張する人もいます。

また、憲法改正を提案する権能を有する国会の憲法審査会でも、憲法を巡る議論が続けられています。新型コロナウイルスの感染拡大により国民生活に多くの制約がもたらされるなか、このことを口実に改憲が持ち出されることも生じています。

まさに、今、憲法は改憲に向けての大きな波にさらされています。

そんななかであればこそ、私たちは、改めて、憲法とは何か、憲法の基本理念・基本原則とは何か、憲法改正手続きによっても変えてはならないものは何か、真剣に考え議論する必要があるという思いを一層強くしています。

他方で、憲法が、基本的人権を擁護し発展させる機能を持っていることを、この間、いくつかの裁判が示してくれています。それは、生きること自体に関することから、夫婦・家族のあり方を問うものまで、広範な分野に及んでいます。憲法が、社会の変化に対応し、新たに発生する問題に答え、基本的人権を豊かなものにしていく、そんな「創造力」を持っていることを実感しています。

まさに「憲法の輝き」は消えることなく一層輝いているのです。

私たちは、このような状況の動きを見るにつけ、また出前講座や学習会で市民から出される質問に答えようとするなかで、今の「憲法の輝き」では論じられていない論点についても、広く市民に伝え、考えてもらい、議論してもらう必要があると感じてきました。これが、今回の「憲法の輝きⅡ」の発行の契機です。

PTは、約1年にわたって、発行に向けての議論を進めてきました。論ずべきテーマは多数にのぼりました。それらすべてを網羅することは、分量的にも私どもの能力的にも不可能でした。最終的には、今回の4分野8Qとなりました。一つ一つの論点については、担当者がたたき台を起案し、PT内で議論し、訂正、付加削除を繰り返して、最終稿に至りました。この内容は、長野県弁護士会全体での議論合意を経ているものではありません。あくまでPTでの議論に基づくものです。

しかし、この「憲法の輝きⅡ」は、「憲法の輝き」とあいまって、憲法の意義を考え、議論する上で、貴重な素材を提供することができるものと確信しています。そして、憲法改正を論ずる上で、忘れてはならない基本理念・基本原則を、改めて示してくれるものと信じています。

このパンフが、多くの市民に活用され、共感を広げ、憲法の素晴らしさを実感できるものとなることを切望してやみません。

CONTENTS

はじめに・1

「憲法の輝きⅡ」の発行にあたって・2

平和と憲法	5
Q01 安全保障法制改定法で何が変わったの?	6
Q02 日本はなぜ「核兵器禁止条約」に参加しないの?	10
いのち・暮らしと憲法	15
Q03 生存権ってどのような権利?	16
Q04 地球温暖化(気候変動)をどう止める?	23
家族と憲法	29
Q05 夫婦は同じ姓にしないといけないの?	30
Q06 同性カップルは結婚できない?	38
憲法改正と国民主権	47
Q07 「緊急事態条項」を加憲したらどうなるの?	48
Q08 憲法改正手続法の改正で「国民投票」の不安はなくなったか?	55

「日本国憲法」前文・58

「憲法出前講座」のご案内・59

●パンフレットの使い方

前号の「憲法の輝き」では、「憲法とはどういうものか」をテーマにしました。今号では、憲法が私たちの社会や暮らし、生き方にどうかかわっているかを中心に構成しました。

STEP 1 から入っていただき、もっと深く知りたい、考えたいという人は、**STEP 2** 以降に読み進めることをお勧めします。



平和と憲法

みなさんは、「平和」という言葉から何を連想するでしょうか。トルストイの『戦争と平和』に代表されるような「戦争」と対置される概念として、「戦争のない平和な世界」というイメージが一般的だと思います。

しかし、私たちにもっと身近なところでも、「今日は一日平穏に過ごせたね」、「今年は、家族全員が健康で平和に送れたね」と感じるようなことも「平和」の概念に含まれるのではないのでしょうか。

現在、世界的な新型コロナウイルス感染拡大により、多数の人々が生命や身体・健康面ばかりでなく、財産や職業、家族との平穏な団らんが失われるという財産的・精神的な被害も被っています。これらは、身近な「平和に過ごす時間や空間」が奪われたといっても過言ではないと思われます。

日本国憲法では、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」(前文第2段落)と述べており、まさに新型コロナウイルス被害のない日常世界こそが「平和」といえると思います。

さらに広く世界に目を向ければ、「核兵器」を中心とした軍拡競争はますます激化しています。また、日本を取り巻く周辺国においても軍事力をちらつかせた緊張の激化、それに伴って日本の南西諸島に新たな軍事基地を新設する動きなど、「平和」に逆行する動きが増しているようにも見えます。

日本国憲法前文、及びそれを具現化した憲法第9条は、人類の究極的理想を目指す規定という側面ももっていますが、その存在意義はこれからも決して薄れることはないと思います。

私たちは、『憲法の輝き』初版が発行された2014年(平成26)以降の「平和」についての動きを見据え、この章において、「集団的自衛権を容認した日本の安全保障法制の変化」、そして「国連において核兵器使用等が国際条約上違法とした『核兵器禁止条約』の採択」など、「平和」をめぐる新たな動きの意味するもの、私たち国民が「平和」を希求するために何をすべきかを考えるヒントとして、2つのテーマを紹介します。

STEP 1 安全保障法制改定法は、どのような法律でしょうか？

Q 「安全保障法制改定法」（以下、安保法）は、国民から「戦争法ではないか」と大反対の声が上がったものですね。

A そうです。2015年（平成27）9月に、安保法（「平和安全保障法制整備法」及び「国際平和支援法」）が、国会での強行採決により成立しています。これは、自衛隊法など10件の防衛関係法を改正し、また自衛隊海外派遣を特別措置法ではなく恒久法とするものです。

Q どのような内容ですか。

A 内容は多岐にわたります。大きくは、①一定の要件のもとに集団的自衛権に基づく武力の行使を認め、②一定の要件のもとに武力の行使を行う外国軍隊への支援活動等を行えるものとし、③国際平和協力業務における、いわゆる駆け付け警護や在外邦人の救出活動などにおける任務遂行のための武器使用を可能とすること、などが定められています。

STEP 2 これまでの「自衛権」と考え方が違うのですか？

Q 安保法では、集団的自衛権についてどう定められているのでしょうか。

A ポイントは、我が国に対する武力攻撃がなくても、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによって我が国の存立が脅かされる等の事態（「存立危機事態」）に対しては、自衛隊の防衛出動等の武力行使を認めるという点です。

Q それはどのような考え方に基づくものですか。

A 政府は、この法案提出前に閣議決定を行い、政府見解を公表しました。

それによれば、①我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合

において、②これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、③必要最小限度の実力を行使すること、という要件で武力行使を認めるものとし、その際、集団的自衛権の行使となる場面が生じるが、自衛のための措置として憲法上許容されるとしています。

Q 政府は、それまでは集団的自衛権の行使は憲法上認められない、という見解でしたね。

A そのとおりです。それまでの政府見解は、①憲法9条は自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置を禁じているとは解されない、②しかし、その措置はあくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として容認されるものであるから、右事態を排除するための必要最小限度の範囲にとどまるべきものであり、③そうだとすれば、憲法上許されるのは、我が国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られ、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とする集団的自衛権の行使は憲法上許されない、としてきました。

ところが、今回の政府の対応は、上記の①②は従来からの政府の「基本的な論理」だとしながら、③の結論を覆すものとなっています。

STEP 3 安保法制により、かえって平和が危うくなりませんか？

Q 政府の考え方やこれに基づく安保法は、憲法から見て許されるものなのでしょうか。

A いえ、到底認められるものではありません。

日本国憲法の立憲主義の基本的理念、憲法第9条等の恒久平和主義と平和的生存権の保障、また国民主権の基本原則に違反するものです。この法律は、違憲で、無効なものです。

Q 日本国憲法の基本的理念、基本原則等やそれに基づく政策について説明してください。

A 日本国憲法は、全世界の国民が平和的生存権を有することを確認するとともに（前文）、戦争と武力による威嚇又は武力の行使を禁止すること（第9条第1項）

に加え、戦力の不保持、交戦権の否認を定めること（同条第2項）で、徹底した恒久平和主義を基本原理としています。

この恒久平和主義のもとでは、自衛権に基づく武力行使も認められないという有力な見解もありますが、少なくとも、政府は、集団的自衛権の行使や海外での武力行使は許されないとしてきたものです。それによる、自衛隊の海外での行動に関する具体的な原則なども積み重ねてきていました。今回の政府の考え方や安保法は、これらを完全に覆すものとなっています。

❶ 私たち国民にも影響があるのでしょうか。

❶ もちろんです。個人の自由・権利を保障するために国家権力を制限するという立憲主義の視点からも大問題です。

立憲主義の内容として重要なことは、国家権力のなかでも暴走して個人の権利を侵害する危険性の大きい軍隊などの実力組織の抑制です。日本国憲法は、先の述べたように、前文や第9条によって実力組織が暴走しないための明確な歯止めをかけているのです。

❷ 内閣による強行採決という手法も気になりました。

❶ これまで、この考え方にに基づき、恒久平和主義に基づく現実的な枠組みが作られ、憲法秩序の安定性が保持されてきたのです。ところが、今回の政府の考え方や安保法は、このような憲法規範を、憲法改正手続きもとらずに、一内閣の憲法解釈の変更や法律の制定・改正によって改変し侵害することです。憲法を遵守すべき立場にある国務大臣や国会議員によってなそうすることではありません。

❸ 安保法についての弁護士会や法律の専門家の見解はどのようなものですか。

❶ 長野県弁護士会など全国の都道府県の弁護士会のすべて、また日本弁護士会連合会などは、この法律は憲法違反であるとの意見を表明し、この法律の適用・運用に反対し、廃止・改正を求めています。

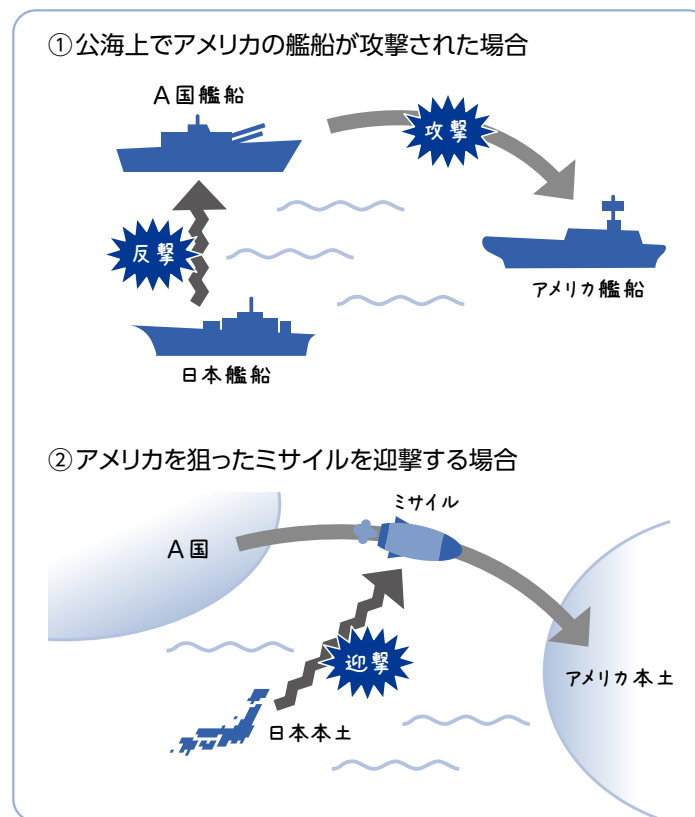
また、国会審議では、衆議院憲法審査会の3名の参考人をはじめとする多くの憲法学者、歴代の内閣法制局長官、さらには元最高裁判所長官を含む最高裁判所判事経験者なども、この法律の違憲性を指摘しています。

❹ 安保法に対し、私たちは今後どうすべきでしょう。

❶ 安保法成立後、一部、自衛隊の海外派遣などに適用されていますが、いまだに本格的な適用には至っていません。自衛隊による武力行使といった最悪の事態には、幸いなことに至っていません。しかし、このような「実績」を積み重ねていって、その先に「改憲」を見据えていること（たとえば「国防軍」の創設など）を忘れてはなりません。

国会審議の当時、多くの国民が、これに反対するデモや集会、その他の取り組みが全国各地に広がりました。加えて、成立後、全国各地で、この法律が憲法違反であることを認めるよう訴訟も提起されています。今後も、この法律の適用・運用がなされないよう監視するとともに、廃止・改正に向けた取り組みを続けていくことが求められていると思います。

● 集団的自衛権の行使の想定場面



「憲法の輝き あなたに贈る憲法15のはなし」より

STEP 1 「核兵器禁止条約」発効の意義は何でしょうか？

- ◎ 2021年1月、国際連合（国連）で「核兵器禁止条約」が50カ国の批准（承認）を得られたので条約として発効したと聞きました。この条約はどのような意義をもっているのでしょうか。
- ▲ 「核兵器禁止条約」は、核兵器の開発、実験、保有、使用、使用する旨の威嚇などの行為すべてを広く禁止する国際条約である点に意義があります。これらの行為を行えば、国際法上、違法^①とされます。
- ◎ 核兵器の廃絶という目標に対しては、これまでも「核拡散防止条約」（核兵器の不拡散に関する条約）もあったと聞いていますが、今回の「核兵器禁止条約」は、それとはどのような点で違うのでしょうか。
- ▲ 「核拡散防止条約」は、「核軍縮」を目的として、核兵器を保有している5カ国（米・英・仏・ロシア・中国）以外の核兵器の保有を禁止する条約で、核保有国の核保有については制限を設けていません。「核兵器の使用禁止」も含めた広範囲な行為の全面的禁止を求める「核兵器禁止条約」は、その点で、画期的な意義をもつものです。
- ◎ 「核兵器禁止条約」という国際条約の発効によって、世界には何か変化が起きるのでしょうか。
- ▲ 核兵器が使用されれば、人類にとっては共通かつ広範囲な、しかも長期的な人類全体及び地球規模での被害や影響を及ぼすことは必然ですから、「核兵器禁止条約」の発効により、人類の生存及び地球環境の保護自体に計り知れない価値をもつことになると思われま。
- そして、「核兵器禁止条約」の発効は、核兵器の使用が国際法上違法となりタブーだという世界的な世論形成にも大きな力を与えることとなります^②。「国際的な規範（強行規範）の確立とともに社会は変わる」と期待されています。

STEP 2 「核兵器禁止条約」を批准しない国々の理由は何でしょうか？

- ◎ 核兵器の使用を禁止するということは、人類共通の利益となり、大多数が一致して賛成できるものであることはわかりました。そうであれば、なぜもっと多くの国が、この条約を批准して参加しないのでしょうか。
- ▲ それは、安全保障に関する政治的な思惑によるものと考えられます。すなわち、現在、核兵器保有国が核兵器の保有を正当化している論理は、国際情勢上、自国の安全を保障するためには核兵器の保有が必要であるという「核による抑止力」といわれている考え方です。
- ◎ 「抑止力」という考え方は、現在も有効に機能しているのでしょうか。
- ▲ 「抑止力」という考え方が、国際的な安全保障上、有効に機能するためには、3つの「前提条件」が備わっていることが必要だと指摘されています。①「相手の攻撃に対して報復する能力、あるいは拒否する能力を保有していて、それを行わせる意図があること」、②「能力と意図があることを相手に正しく伝達できること」、③「状況に対する認識を共有していること」^③、と考えられています。
- しかし、現状を見れば、②や③の「前提条件」については、備わっていない環境にはないとか、崩れつつあるなどの指摘がされています。
- ◎ 「（核）抑止力」という論理は、「核軍縮」という方向に向かって役立っているのでしょうか。
- ▲ むしろ、逆に「核軍拡」競争を引き起こしていると指摘されています。すなわち、「核抑止力」は、ある国の核兵器能力が、他国の能力に比して上回るという場合に、他国はある国に対しては容易には攻撃できない状況にするという状態で機能します。
- しかし、現在ではお互いに自国の核兵器能力の小型化、移動発射化、超音速化による追尾迎撃不可能の追求、大気圏外からの攻撃能力化など軍事能力向上に向けた軍拡競争が行われており、「核軍拡」競争が激化しています。

STEP 3 日本は「核兵器禁止」に向けてどのような態度をとるべきでしょうか？

- Q 日本では、日本国憲法上「核兵器」の使用や保有は認められていないと思われませんが、間違いないでしょうか。
- A 日本は、太平洋戦争末期の1945年（昭和20）8月、広島、長崎に人類史上初の核爆弾投下により、数十万人に上る命が失われるという悲惨な戦争被害を受けました。敗戦後、日本は、「恒久の平和を願ひし」「平和を維持し」「平和のうちに生存する権利を有することを確認する」（憲法前文）のために、憲法第9条で「戦争の永久放棄」（1項）及び「戦力の不保持」（2項）という規定を設けたのです。
- Q 日本は「核兵器」保有・使用が憲法上禁止されているということですね。
- A そのとおりです。政府は、1960年代後半から、核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」という、「非核三原則」政策をとってきました。「非核三原則」は、単なる「政策」というレベルの問題ではなく、憲法上、国の基本原則として禁止されているととらえるべきだと思います。
- Q そうであれば、なぜ日本は、憲法の基本原則を尊重して、積極的に「核兵器禁止条約」に参加しようとしないのでしょうか。
- A これは日本が核保有国である米国と日米安全保障条約を締結しており、米国の核抑止力政策の下に、日本の安全保障政策が進められているからに他なりません。これが日本は米国の「核の傘」にあるといわれる理由です。
- Q 日本が、核保有国である他国の「核の傘」の下にあるとすれば、他国が「核兵器」による攻撃の対象となる危険性は十分にあり得るわけですから、日本がいくら「核の傘」の下にいるといっても国際政治における安全保障は確保されているとはいいきれないと思いますが、いかがでしょうか。
- A 先程も述べたとおり、「核抑止力」政策は有効に機能しているとはいえないというのが国際政治の現状であり、しかも「核軍拡」という逆方向に流れているということからすれば、日本は現状のままで安全とはいえないことは明らかだと思います。

- Q 日本政府は、「核兵器禁止条約」について、現在どのような態度を取っているのでしょうか。
- A 菅前首相は、参議院本会議⁴における政府答弁で次のように述べています。「①核兵器のない世界を実現するためには、核兵器保有国を巻き込んで核軍縮を進めていくことが不可欠である。しかし、現状では核兵器禁止条約は、核兵器保有国の支持が得られていない。②日本としては、核兵器禁止条約に署名する考えはないが、日本としては立場の異なる国々の橋渡しに努め、核軍縮の進展に向けた国際的な議論に積極的に貢献していく考えである」。
- Q この日本政府の考え方は、「核軍縮」「核兵器廃絶」という大多数の人類の共通した願いや目標に貢献しているのでしょうか。
- A 十分に貢献できているとは思えません。日本の考え方は、世界を核兵器保有国と非保有国に分断し、核兵器保有国の意見を代弁しているに過ぎません。いまだに「核抑止力」万能論の古い考え方に固執していると考えられます。

● 核兵器禁止条約の批准59カ国

アジア	ヨーロッパ	南アメリカ
カザフスタン共和国	アイルランド	ウルグアイ東方共和国
カンボジア王国	オーストリア共和国	エクアドル共和国
タイ王国	サンマリノ共和国	ガイアナ共和国
パレスチナ	パチカン	チリ共和国
バングラデシュ人民共和国	マルタ共和国	パラグアイ共和国
フィリピン共和国		ベネズエラ・ボリバル共和国
ベトナム社会主義共和国	北アメリカ	ペルー共和国
マレーシア	アンティグア・バーブーダ	ボリビア多民族国
モルディブ共和国	エルサルバドル共和国	
モンゴル国（加盟）	キューバ共和国	オセアニア
ラオス人民民主共和国	コスタリカ共和国	キリバス共和国
	ジャマイカ	クック諸島（加盟）
アフリカ	セントクリストファー・ネイビス	サモア独立国
ガンビア共和国	セントビンセント及びグレナディーン諸島	ツバル
ギニアビサウ共和国	セントルシア	ナウル共和国
コモロ連合	ドミニカ国	ニウエ（加盟）
セーシェル共和国	トリニダード・トバゴ共和国	ニュージールランド
ナイジェリア連邦共和国	ニカラグア共和国	パヌアツ共和国
ナミビア共和国	パナマ共和国	パラオ共和国
ベナン共和国	ベリーズ	フィジー共和国
ボツワナ共和国	ホンジュラス共和国	
南アフリカ共和国	メキシコ合衆国	
レソト王国		

（2021年12月24日現在・加盟は批准と同じ）

◎ 日本は、どのような立場を取るべきなのでしょう。

◎ 日本は、世界で唯一の核兵器使用による悲惨な戦争被害を受けた国として、「核兵器廃絶」という全人類的な責務を自覚し、積極的に行動すべきだと思われます。「核抑止力」の呪縛から解かれ、「核兵器禁止条約」を批准し参加することこそが、「平和を維持し、専制と隷属、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占める」（憲法前文）ことが可能になると思います。

◎ この点で参考になるような行動はありますか。

◎ ドイツの対応が参考になると思います。ドイツは、米国の「核の傘」下にあるNATO加盟国ですが、今後予定されている「核兵器禁止条約」の「締結国会議」へのオブザーバー参加を表明しています。日本が「立場の異なる国々の橋渡し」に本気で努める考えがあるのであれば、ドイツのような積極的な行動に踏み切り、締結国会議での「核軍縮」「核廃絶」に向けた積極的な行動をとるべきです。

① 核兵器禁止条約の「前文」では、①「核兵器の使用による被害者（ヒバクシャ）が受けた容認し難い苦しみ及び被害」に触れ、②「核兵器の使用は、国際人道法の諸原則及び国際人権法にも反すること」を再確認し、③「いかなる場合にも核兵器が再び使用されないことを保証する唯一の方法として、核兵器を全廃することが必要である」ことを認識したという点において、核兵器の使用が国際法違反になることを明らかにしている。

② 核兵器禁止条約は、単に国（国家）や地域だけでなく、日本や海外などで様々

な活動をしている団体（被爆者団体、人権擁護団体、ICAN [核兵器廃絶国際キャンペーン]、環境保護団体など）が長年粘り強く運動してきた力が背景にあり、国際条約の発効に至ったといわれている。

③ 「平和のための戦争論－集団的自衛権は何をもたらすのか？」（植木千可子・ちくま新書 94 頁）

④ 2020 年（令和 2）10 月 30 日の参議院本会議における答弁。

いのち・暮らしと憲法

私たちの社会は、自分の持っているお金で生活するのが原則です。お金は自分で働いて得るのが通常ですが、私たちが生活していくなかではなにが起きるか分かりません。給料を得てやりがいを感じて一生懸命働いていた会社が突然倒産してしまい、収入の途が突然断たれてしまうことも今の社会では珍しいことではありません。特にコロナ禍のなかではこのようなことが多く発生しました。また突然病気になってしまって働けなくなることもありうることです。

このように収入の途を失い、その結果、私たちの暮らしが破壊され、さらにはいのちの危機が生じていることは現に起きていますし、また私たちにいつ起きてもおかしくないことです。

これに関して、憲法 25 条 1 項は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と規定しています。これは社会権の原則規定といわれていますが、この憲法 25 条の意義、役割などについて本章で紹介します。

また、西欧で起きた 18 世紀半ばの産業革命から、人間は、膨大な石炭、石油などの化石燃料を使用し、商品を大量に生産し、膨大な広告費を費やしてその商品を売りさばいてきました。さらに次々と新製品を開発することにより、さらなる商品を大量生産し、それを同じように大量に売りさばき、大量のゴミを生み出してきました。これは地球の資源はいくら利用しても無尽蔵であり、またどんなにゴミを出しても、また温室効果ガスを排出しても、地球の環境はそれによっていささかも影響を受けることはない、つまり地球環境は人間の活動を無限に受け入れてくれるという考えのもとに進められてきたものです。

しかしながら温室効果ガスの排出により地球温暖化（気候変動）が生じ、すぐに対策を講じないと人類の存亡にまで関わる問題であることが科学的に明らかになりました。私たちの「いのち・暮らし、環境」は、危機に瀕しています。本章では、この問題を憲法においてどう考えたら良いかについて紹介します。

STEP 1 「生存権」とは、どのような性質をもつ権利でしょうか？

◎ 2020年（令和2）から蔓延した新型コロナウイルスにより、多くの国民の日常生活に影響があり、仕事を失ったり、収入が減少したりするなどの大きな打撃を受けています。このような日常生活を送る上での困難をどうしたら克服できるのでしょうか。これを憲法の視点から考えることはできるのでしょうか。

▲ 日本国憲法には、国が「国民の最低限度の生活を保障する」という考え方が盛り込まれています。これが、「生存権」（憲法 25 条）という規定です^①。

憲法 25 条の「生存権」規定は、「自由権」といわれる「国家が国民の領域に対して権力的に介入することを排除して、個人の自由な意思決定や活動を保障する人権」とは異なる性格をもった「社会権」であるとされています。

◎ 「社会権」は、「自由権」とはどの点で異なっているのでしょうか。

▲ 「社会権」は、「社会的・経済的弱者が人間に値する生活を営むことができるように、国家の積極的な配慮を求めることのできる権利」といわれています。簡単にいえば、自由権が「国家からの自由」といわれるのに対し、社会権は「国家による自由」としての性格をもつものとされています。

「自由権」と「社会権」の対比

	権利が認められる 政治的・社会的背景	権利の性質・特徴	代表的な 人権
自由権	18～19世紀にかけての古典的な国家観に基づく考え方。個人の私的領域への国家による介入を排除し、これにより個人の自由を保障するという考え方。	・「国家からの自由」 ・国の介入の排除を目的とする権利（国に不作為を求める権利）	表現の自由 職業選択の自由
社会権	20世紀に入り資本主義の進展とともに生じた社会的・経済的弱者を保護し、それによって国民の実質的平等を実現して、その権利（自由）を保障するという考え方。	・「国家による自由」 ・国家に一定の行為を要求する権利（作為を求める権利） ・時代によって、国に対して要求する権利の水準が変化	生存権 労働基本権

◎ ところで、「生存権」（憲法 25 条）に規定されている「健康で文化的な最低限度の生活」とは、どういう意味でしょうか。

▲ この生存権の保障規定は、国民が誰でも「個人として尊重される」（憲法 13 条）にふさわしい生活を送ることができることを「権利」として宣言したものであり、社会権のなかで原則的な規定と位置づけられています。

憲法がわざわざ「健康で文化的な生活」を営む権利を有すると規定しているのは、国民が単に「最低限度の生活を保障」されれば足りるというのではなく、国民に対して「人間に値する生活を営むことを保障する」という、憲法の最高価値である「個人の尊重」という原理にふさわしい基準を満たしていることが必要であるという趣旨です。この規定を受けて、生活保護法などの社会保障法が設けられています。

◎ そうすると、憲法 25 条に基づいて、国民は、直接、国に対し、「人間に値する生活を営むことの保障」を求めて「具体的金額等の保障を求める請求権」が認められるのでしょうか。

▲ 憲法 25 条の生存権は、「国家の積極的な配慮を求める権利」ですが、これに基づいての「具体的な請求権」ではないとされています（判例・通説的な考え）。生存権を具体化する法律が存在してはじめて具体的な権利となるのです。憲法 25 条の生存権は、それを具体化した法律と一体となって憲法上の権利として保障されている、ということになります。

STEP 2 国民の「生存権」を国が侵害しているか否かは、どのように判断されるのですか？

◎ 「生存権」すなわち「健康で文化的な最低限度の生活」という基準を満たしているか否かは、どのように判断されるのでしょうか。

▲ たとえば、生存権の保障を具体化した法律として「生活保護法」があります。同法は、「国が生活に困窮するすべての国民に対し」「必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障する」ことを目的の一つとして制定されました（同法第 1 条）。そして、「最低限度の生活」は、「健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない」（同法第 3 条）と規定されています。

ですから、何が「健康で文化的な最低限度の生活水準」であるかは、特定の時代の社会において、客観的な統計数値などを参考にして、ある程度客観的に決定することができます。

◎ 「ある程度客観的に決定される」とすれば、国の設定した基準が、客観的な基準を下回るような場合には憲法 25 条に違反するということになりますか。

▲ そのとおりです。国がやるべきことを一応はやっているが、憲法及びそれを具体化した生活保護法が命じている基準に達していない場合には、国の設定した基準は、憲法 25 条に違反するとともに生活保護法にも違反しており、「違憲・違法」にあたることになります。

◎ 「客観的基準」が時代の推移によって具体的に变化した事例はありますか。

▲ 生活保護世帯での「エアコン購入費用」についての考え方の変化が、良い例です。

以前は、「エアコンを取り付けるだけの余裕があれば、生活保護は受けられない」などの行政指導により、生活保護世帯ではエアコンの設置が認められていませんでした。これによりエアコンを撤去させたりするなどして、大きな社会問題となりました。また、近年の熱中症による健康被害の増大などに見られるように、健康な身体を維持するためにもエアコンは生活の必需品になっています。

日本国憲法や生活保護法が制定された昭和 20 年代から 1970 年（昭和 45）代に入るまでは、エアコンはぜいたく品と考えられてきました。しかし現在では、エアコンが設置されていることが「文化的な最低限度の生活」という基準に合致するとの考え方に変化し、行政の扱いも変わってきました^②。

STEP 3 「生存権」にかかわる重要な判決や注目すべき判決がありますか？

◎ 「生存権」について、裁判所での判決などはあまり耳にしないのですが、裁判自体が少ないということでしょうか。

▲ 決してそうではありません。「生存権」をめぐるのは、過去にも重要な判決がありました。裁判例としては、次の 2 つの判決が重要です。

① 「何が健康で文化的な最低限度の生活であるか」について争われた「朝日訴訟」。

② 生存権保障の問題において、「障害福祉年金」を受給していた母親（原告）が、同時に一人親として子どもを養育していたことから、「児童扶養手当」の受給資格の認定を申請したところ、「年金」と「手当」は併給禁止規定扱いにされていたことについて、「併給禁止規定が、憲法 25 条及び憲法 14 条（平等原則）に違反しないか」について争われた「堀木訴訟」。

◎ 「朝日訴訟」の名前は聞いたことがあります。裁判所はどのように判断したのでしょうか。

▲ 最高裁判所は、国に対して請求を求めている原告側の主張を 2 訴訟とも認めませんでした。「朝日訴訟」については、「何が健康で文化的な最低限度の生活」であるかの認定判断は、「厚生大臣の『合目的な裁量』に委ねられている」として、結局、保護基準の具体的内容（中身）を慎重に検討しないままに「裁量権の範囲内」であるという結論を出しました。

◎ 「堀木訴訟」はどうだったのでしょうか。

▲ 「堀木訴訟」は、生存権だけでなく、憲法 14 条の「法の下での平等」原則も争われました。しかし最高裁判所は、この訴訟についても、「併給が禁止されていることが平等原則に違反しないか」という点については、立法府（国会）には『広汎な裁量がある』ことを前提として判断すると、併給を禁止するという差別規定は不合理なものとはいえない」という結論を出しました。

◎ 最高裁判所は、いずれも行政や立法（国会）には、「裁量がある」というだけで、あまり実質的な内容にまで踏み込んで検討していないのではないかと思います。

▲ そうですね。最高裁判所の判断内容については、この裁判を担当した裁判官のなかでも、また学者のなかでも反対する意見が多くありました。

㉔ 最高裁判所のような考え方によれば、「生存権」について裁判など国民が国に対して請求を求める主張は、日本の裁判所ではなかなか認められないということでしょうか。

㉕ 決してそうではありません。2021年（令和3）2月に、大阪地方裁判所（以下、大阪地裁）で注目すべき判決が出されています。上記で述べた過去の2つの最高裁判所の判断手法とは異なった画期的な判断がなされました。これは重要な判決と思われます。

㉖ 大阪地裁で行われた裁判の意義は、どこにあるのでしょうか。

㉗ 大阪地裁での裁判^㉕の判決の意義は、一言でいえば、生活保護基準を具体化する場合に、どのような事情が認められれば、法律（生活保護法3条、8条2項）に違反して違法となるかについて、判断となる2つの基準を具体的に示した点にあります。

大阪地方裁判所の判決のおもな内容

	大阪地裁判決（2021.2.22 判決）	従来の最高裁判決（朝日訴訟）
裁判の概要	生活保護受給者（原告）が、国（被告）の生活保護基準の見直し（引下げ）の適法性をめぐって争われた（通称「いのちのとりで裁判」）。	1956年当時の生活扶助費（月額600円）が「健康で文化的な最低限度の生活水準」を維持するために妥当か金額かが争われた。
おもな争点	国の生活保護基準の引下げの理由である「ゆがみ調整」、「デフレ調整」の2つは適法といえるか。	①何が「健康で文化的な最低限度の生活」であるかの内容。②上記①の判断はどのように行われるべきか。
裁判所の判断の理由	「厚生大臣の判断は、…統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性を欠いており」、「最低限度の生活の具体化に係る判断の過程及び手続に過誤・欠落があり」、「裁量権の範囲の逸脱又は濫用がある」。	①の判断は、厚生大臣の「目的的な裁量」に委ねられている。 ②国の判断は、「裁量権の範囲内」であるという判断をするのみで、判断過程については論じていない。
判決の特徴	行政による「判断過程の統制」が可能となる点が利点である（「判断過程統制論」という考え方）。行政過程が外部からでも可視化され、客観的な検証が容易にできるという利点がある。	「行政には一定の広汎な裁量が認められる」、「裁量権の範囲内である」という従来型の「裁量権」論の枠組みのなかで判断する考え方。

㉘ 具体的には、どのような判断基準を示したのでしょうか。

㉙ 第1に「最低限度の生活の具体化に係る判断の過程及び手続における過誤、欠落の有無等の観点からみて、裁量権の範囲の逸脱またはその濫用があると認められる場合」、第2に「被保護者の期待的利益や生活への影響等の観点からみて、裁量権の範囲の逸脱またはその濫用があると認められる場合」には、違法であると判断しました^㉕。

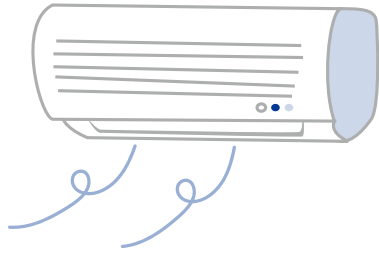
㉚ 大阪地裁の示した「判断基準」は、従来の最高裁判所が採用していた「裁量権の範囲内」という判断基準との関係において、今後、影響が出てくるのでしょうか。

㉛ これまでの日本における生活保護（社会保障）関係をめぐる裁判では、行政側には広汎な裁量権が認められるとして、いわゆる「裁量論」という枠組みのなかで判断されることが多くありました。

これに対し、大阪地裁判決の基準によれば、国（行政）側のどの部分の判断にどのような問題があったのかが、外部からでも可視化され、客観的な検証が容易にできることとなります。行政側の判断過程が裁判所の審査の対象となりうるという点では、裁判所の判断がより明確になり、当事者や国民もその判断には納得できることになると考えられます。

㉜ 「生活保護基準の引き下げ」をめぐる裁判は、全国各地で行われていると聞いています。全国的な現状はどうなっているのですか。

㉝ 通称『いのちのとりで裁判』は、全国29都道府県で争われています。これまでに、大阪地裁以外の6つの地方裁判所でも判決^㉕が出されています。いずれも「裁量権の範囲内」という従来型の枠組みに基づいた判断をして、原告の主張は棄却されています。現在、すべて第2審で審理が継続していますので、今後注目する必要があると思います。



① 日本国憲法 25 条は、1946 年（昭和 21）6 月、総選挙により新しく構成された帝国議会の特別国会において、政府から提出された憲法改正草案を審議する中で、国会議員による自由な審議により政府案に追加する形で認められた規定である。憲法 25 条は「マッカーサー草案」にもない規定であり、日本人が自ら考えて憲法に取り入れた規定である。

② 厚生労働省では、2018 年（平成 30）4 月以降、新たに生活保護を利用する世帯で、熱中症予防の必要がある高齢者や障害者、子どもがいるなどの条件を満たす場合は、5 万 4 千円を上限に「エアコン購入費」の支給を認めるようになった。

③ 大阪地方裁判で争われた裁判は、生活保護受給者（原告）が、国と行政処分をおこなった庁（各自治体の福祉事務所長）を被告として、2013 年（平成 25）から 3 回に分けておこなわれた生活保護基準の見直し（引下げ）をめぐる、その変更決定の処分（生活保護基準の引下げ）が、違法（生活保護法 3 条、8 条 2 項違反）及び違憲（憲法 25 条違反）であるとして、変更処分決定の取消し、及び国に対し国家賠償法 1 条 1 項に基づく損害賠償を求めたものである。

国の生活保護基準の引き下げの理由は、
① 「生活扶助基準による指数」と「一般

低所得者世帯（下位 10% 低所得層）の消費実態による指数」との間で均衡が図られていないことの調整を図る（ゆがみ調整）、② 2008 年（平成 20）と 2011 年（平成 23）の間で、「生活扶助相当 CPI」（消費者物価指数）を比較すると、4.78% の下落となっているので調整を図る（デフレ調整）、の 2 つである。

これに対し、生活保護受給者（原告）は、① については、一般低所得者世帯の最下層層と比較するのは、際限ない引き下げを招く結果となり、生活保護制度の意義がなくなる。② 2008 年と 2011 年の間でデフレの計算をしたのは、物価下落率を大きくするためであり、比較が極めて恣意的である。などと反論している。

④ 判決は、上記③の主たる争点について、「厚生労働大臣の判断は、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性を欠いており」、「最低限度の生活の具体化に係る判断の過程及び手続に過誤、欠落があり」、「裁量権の範囲の逸脱又は濫用がある」ので、「本件改定は生活保護法 3 条、8 条 2 項の規定に違反し、違法である」と判断して、生活保護受給者の主張を認めた（大阪地裁令和 3 年 2 月 22 日判決）。

⑤ 2021 年（令和 3）12 月末現在。

STEP 1 地球温暖化の原因はなんでしょう？

Q 2018 年（平成 30）7 月の西日本豪雨、2019 年（平成 31）10 月の台風 19 号、毎年のように起きる豪雨による床上浸水や河川の氾濫など、地球温暖化（気候変動）が問題になっています。原因は何なのでしょう。

A 石油や石炭の燃焼により排出される二酸化炭素など、人間の活動に基づく温室効果ガスの排出です。

Q 人間の活動に基づく温室効果ガスが原因ではないという意見もあるようですが。

A 2021 年の国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）報告書では、「人間の影響が大气、海洋及び陸域を温暖化させてきたことは疑う余地がない。大气、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急激な変化が現れている。」と断定されています（なおこれは IPCC2021 年報告書の文部科学省および気象庁による 2021 年 8 月 20 日付暫定訳です）。

この見解は科学的根拠に基づくものであり、今後は地球温暖化（気候変動）が生じた原因について議論の余地は極めて小さくなったといっていると思います。

STEP 2 地球温暖化（気候変動）はますます深刻になるのでしょうか？

Q 地球温暖化（気候変動）は今後どのように推移すると考えられますか。

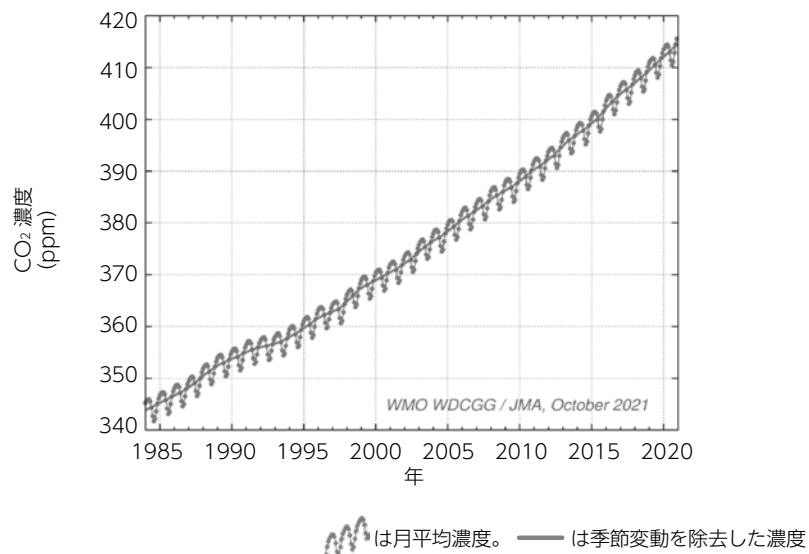
A 西日本豪雨や台風 19 号では、多くの尊いいのちが奪われ、また家、畑などの多くの財産が失われました。さらに地球温暖化（気候変動）が進行すれば、人類そのものも存続できなくなるともいわれています。

前述した IPCC の報告書（文部科学省及び気象庁による 2021 年 8 月 20 日付暫定訳）では、「将来ありうる気候」として、「世界

平均気温は、本報告書で考慮した全ての排出シナリオにおいて、少なくとも今世紀半ばまでは上昇を続ける。向こう数十年の間に二酸化炭素及びその他の温室効果ガスの排出が大幅に減少しない限り、21世紀中に、地球温暖化は1.5度及び2度を超える(産業革命が始まる18世紀半ばから気温が1.5度ないし2度上昇するという意味と思われます)。「気候システムの多くの変化は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大する。この気候システムの変化には、極端な高温、海洋熱波、大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における農業及び生態学的干ばつの増加、強い熱帯低気圧の割合の増加、並びに北極域の海水、積雪及び永久凍土の縮小を含む。」「継続する地球温暖化は、世界全体の水循環を、その変動性、世界的なモンスーンに伴う降水量、降水及び乾燥減少の厳しさを含め、更に強めると予測される。」などとしています。

地球全体の二酸化炭素の経年変化 (気象庁ホームページより)

温室効果ガス世界資料センター(WDCGG)が世界各地の観測データを収集し、それをもとに解析した地球全体の二酸化炭素濃度の経年変化を示します。地球全体で見ても、濃度が上昇していることが分かります。



Q 人類の長い歴史のなかで地球温暖化(気候変動)は、現在どのような段階にあると考えたらいいのでしょうか。

A 数千年にわたる人類の文明の歴史のなかで、産業革命が始まった18世紀中頃以降のわずか200~300年の間に人間活動の影響で地球温暖化は進行し、すでに1度の気温上昇が生じています。これにより前述したとおり現在でも多発する災害により多くの人命が失われ、健康が損なわれ、財産が奪われています。そして今後の地球温暖化により、次世代の環境はさらに悪化し、人類そのものの生存も危ぶまれている状態です。

STEP 3 地球温暖化(気候変動)は憲法とも関係があるのでしょうか?

Q 地球温暖化(気候変動)が、人間の生命の問題になっていることはわかりましたが、憲法との関係はどのように考えたらいいのでしょうか。

A 憲法は、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」(憲法13条)とし、「財産権はこれを侵してはならない。」(憲法29条1項)としています。公害などの環境汚染により、生命、身体、健康、財産が侵害される場合、自由権としての憲法13条や29条による保護が考えられます。

しかしながら地球温暖化(気候変動)の場合は、世界中の温室効果ガスの排出により生じている地球温暖化を食い止める施策を国が行わなければ解決はできません。そこで人間のいのちや人権が守られ最低限の生活ができる環境を確保する権利を社会権として憲法上位置づけられるかが問題となります。

Q 私たちは良い環境で生きる権利があるということですね。

A この点では、従来、健康で快適な生活を維持する条件としての良い環境を享受し、これを支配する権利として環境権を考え、これを憲法25条に位置づけるという議論がなされてきました。

この考えによれば、憲法25条は、国に対して、健康で快適な生活を維持する条件としての良い環境を確保する法的義務を課していることとなり、

国民は、抽象的権利であるとはいえ、国に対して、地球温暖化（気候変動）を防止する措置を求める権利があると考えられることも可能になってきます。

また、2021年10月8日、国際連合人権理事会は、第48回定例会合において、「安全で清潔で健康的で持続可能な環境への権利」決議を採択し、生物多様性や生態系に関するものを含め、安全、清潔、健康的で持続可能な環境への権利を人権の1つとしました。国連人権高等弁務官のミシェル・バチュレ氏は、気候変動などの環境破壊が何百万人もの人々に被害を及ぼしていること、それは最も脆弱な立場にある人々に深刻な影響を与えていることを訴え、加盟国の大胆なアクションを求めました。

憲法は、12条で「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。」としています。人類の生存が大きな危機にさらされている現在、国民の意識を背景として人権の再構成が急がれます。

STEP 4 日本も世界と呼応したアクションが必要ではないでしょうか？

Q 地球温暖化(気候変動)に対する日本の法整備はどうなっているのでしょうか。

A まず環境基本法があります。この法律は、環境保全にかかる基本理念を定め、環境基本計画の策定を政府に命じるなどの規定を設けています。

次に地球温暖化対策の推進に関する法律があります。この法律は、国連気候変動枠組条約と京都議定書の採択を背景として、1998年（平成10）10月に公布されました。この法律は、政府は地球温暖化対策計画を定めなければならないとし、少なくとも3年毎の見直しを義務づけています。

Q 法整備を受けての具体化は進んでいるのでしょうか。

A この法律に基づいて政府は、2021年（令和3）10月22日、地球温暖化対策計画の改定を閣議決定しました。

これは、2050年までに温室効果ガス排出を実質0とすること、2030年までに2013年（平成25）度から比較して46%削減することをめざす、さらに50%の高みに向けて挑戦を続ける、というものです。

それに先だって2021年（令和3）5月26日、地球温暖化対策の推進に

関する法律を改正し、2050年のカーボンニュートラル実現を基本理念に加え、今後、この計画の実行が確保されることが重要となります。次の世代のために不断の監視を続けていく必要があります。

なお2018年（平成30）6月には、気候変動適応法が定められています。この法律は、「気候変動の悪影響に適応する能力と気候に対する強靱性を高める」というパリ協定の目的に応じて制定されたものです。

Q 地球温暖化（気候変動）を阻止するための裁判などはあるのでしょうか。

A 有名なのは、オランダ最高裁判所の2019年12月20日判決です。同裁判所は、人権と基本的自由の保護のための欧州条約に基づく国の義務を根拠として、国に対しオランダ国内の温室効果ガス排出について、2020年末までに1990年比で少なくとも25%削減すべき旨を命じました。

またドイツ連邦憲法裁判所は、2021年4月29日、2019年にドイツで施行された気候保護法が温暖化ガスの削減に十分ではないと判断し、2022年末までに厳格化するように政府に命じる決定を出しました。

気候保護法では、2030年までに1990年比で温暖化ガスを55%削減すると定めていますが、2030年以降の具体的な方策を定めるように求めたものです。ドイツの憲法にあたるドイツ基本法20条aは、「国は、次の世代に対する責任を果たすためにも、憲法的秩序の枠内において立法を通じて、また法律および法の基準に従って執行権および裁判を通じて、自然的な生命基盤および動物を保護する。」と規定していますが、ここに記載されている保護義務を根拠としたものです。

Q 温室効果ガスは日本だけが排出しているものではなく、日本より多い温室効果ガスを排出している国もあります。この点はどのように考えればいいのでしょうか。

A 地球温暖化（気候変動）は、世界的な事象であり、日本だけで阻止できるものではありません。しかしながらそれは日本が貢献することを無駄にするものではありませんし、日本が貢献することを不可能にするものでもありません。国際的な枠組のなかで解決する努力は必要ですが、だからこそ日本は、他国が協力を怠る動機を与えないよう努力する必要があるのではないのでしょうか。



家族と憲法

「家族」と聞いて、みなさんは何を思い浮かべますか。あたたかいご飯や、一家の団らんでしょうか。本音が話せたり、弱い自分を安心してさらけ出せる場所だと感じる人もいるでしょう。つらい体験などから、嫌なイメージが浮かぶ人もいるでしょう。あるいは、自分には家族がない、という人もいるでしょう。

私たちの人生や生活にとって、家族をもつかどうか、どのような家族をもつかは、とても大きな意味をもっています。

戦前は、婚姻するためには戸主の同意が必要であり、また、家族のなかで女性の地位は男性より低いものでした。一人一人の存在が、大切にされていないのです。

憲法 24 条は、このことの反省により、婚姻や家族の制度について、個人の尊重と両性の本質的平等を柱とするよう求めています。個人の尊重は憲法 13 条が、人と人の平等は憲法 14 条 1 項が定めていますが、婚姻や家族の制度においても、個人が尊重されるべきこと、両性は平等であることを、改めて念を押しているのです。

私たちには、それぞれ、「家族は、結婚は、本来こういうものだ」と信じている価値観があります。「結婚したら氏を同じにするのが当たり前だ」とか、「同性が愛し合うなんて不自然だ」というのも、その一つでしょう。自分が抱く価値観がすべて正しいと信じ込むと（「公正社会信念」と呼ばれます）、そのステレオタイプから外れる人を嫌悪し、蔑視し、社会から除外したいという感情を抱くことがあります。これが差別の正体です。

しかし、人間は多様なものです。結婚前の氏を変えることに強い苦痛を感じる人もいれば、同性を人生のパートナーとする人もいます。家族の制度も、人間というものの多様さ、人が何を幸福と感じるかの多様さに合わせて、多様であるべきではないでしょうか。

この章では、近年特に議論が盛んになっている、夫婦別姓と同性婚について紹介します。

STEP 1 結婚により姓(氏)を変えることに違和感を感じる人が増えているのでしょうか？

- Q 最近、夫婦同姓(同氏制)・別姓(別氏制)という言葉をよく聞きます。何が問題なのでしょうか
- A 日本の民法(750条)では、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と規定しています。そのため、日本では同じ氏でない結婚は認められません。私たちの多くは、今までこの制度を当然のものと考え、夫婦同姓(同氏)の制度に従い婚姻生活を維持してきましたが、夫婦であってもさまざまな事情から別々の姓(氏)を名乗りたいという人がいます。こうした人から、自己の選択により夫婦別姓(別氏制)も認められるべきであるという主張がされ、社会問題となっています。
- Q 夫婦別姓(別氏制)を主張する人は、どういう理由でそれを求めているのでしょうか。
- A 多くの男性は結婚しても自らの氏を名乗っていて、配偶者もこれに対して特段異議を述べることはありません。ですから、そのことが当たり前のように感じられ、何も問題がないと思っています。しかし、氏はとても重要であり、その人にとっては生まれてからずっと愛着をもって使ってきたものです。また、社会関係的に見ても、その氏によってその人が特定され、その氏が定着しているからこそ社会的評価を受けているということもあります。
- すなわち、氏は個人の人格に直結するものであり、その人の人生において、幸福追求権を行使していくためにも重要な要素と考えられます。そこで、仮に結婚しても、今まで恒常的に使われてきた氏を維持したいというのが、別氏を主張する人の考え方です。
- Q 結婚しても旧姓を名乗りたいという人は、具体的にどのような不利益を受けているのでしょうか
- A たとえば、多くの女性弁護士は、従前の依頼者に識別されないといった不利益を、また、女性研究者は、過去に書いた論文を検

索してもらえないといった不利益を受けています。このような不利益は決して特別ではなく、企業で働く女性においては、営業上の取引相手に自分を識別してもらえないとか、旧姓に愛着がある主婦にとっても、公共機関や金融機関における様々な手続において、夫の氏に変更するための手間やコストがかかるといった社会生活上の不利益を受けるに至っています。

こうした不利益に関しては、通称として旧姓を名乗ればよいという見解もありますが、通称は公の書類において使用できないことが多く、公的な証明にも使えないため、旧姓の通称使用には限界があることに留意しなければなりません。

STEP 2 憲法に反するとして訴訟も起きていますね？

- Q 憲法上はどのようなことが問題となりますか。
- A 憲法24条1項は、「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない」と規定しています。また、2項では、「配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」と規定しています。
- これらの規定は、憲法13条(個人の尊重)、同14条(法の下での平等)を基底とするものですが、夫婦同姓(同氏制)を強要し、同氏でなければ結婚を認めないということは、自らの氏を自由に名乗り尊重してもらう権利(あるいは氏の変更を強制されない自由)や婚姻の自由を侵害し、両性の本質的平等に反するのではないかということになります。
- Q 裁判所はどのような判断をしているのでしょうか。
- A 2015年(平成27)と2021年(令和3)に最高裁判決(決定)が出されています¹⁾。
- 2015年判決の多数意見は、現行の法制度における氏の性質等に鑑みると、婚姻の際に氏の変更を強制されない自由は憲法上の権利として保障される人格権の一内容であるとはいえないので、憲法13条には違反しない。また、民法で規定する夫婦同氏制には男女間の形式的不平等が存在するわけでは

ないので、憲法 14 条 1 項に反するわけでもない、としました。

その上で、憲法 24 条の関係では、婚姻制度や家族に関する事項は国会の合理的な立法裁量に委ねられているが、同 24 条の趣旨は、憲法上直接保障された権利とまではいえない人格的利益を尊重すべきこと、両性の実質的平等が保たれるように図ること、婚姻制度の内容により婚姻することが事実上不当に制約されることがないように図ること等についても十分配慮した法律の制定を求めるものであり、立法裁量に限定的な指針を与えたものといえる指摘しています。そして、当該法制度の趣旨や同制度を採用することにより生ずる影響につき検討し、当該規定が個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠き、国会の立法裁量の範囲を超えると認められる場合は憲法 24 条に反するとの判断基準を示しました。

◎ そうすると、最高裁は、夫婦別氏制の違憲性に関して、踏み込んだ判断をしたのでしょうか。

▲ いえ、このような違憲性の判断基準を示したものの、夫婦同氏制というのは、そこにおいて夫婦が別の氏を称することを認めないとしても、ただちに個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠く制度であると認めることはできないと判断し、民法 750 条は憲法 24 条に違反するものではないと結論づけました。

◎ 最高裁の多数意見は、具体的に夫婦同氏制にはどういった合理性があるのか、また、同制度を採用することによる影響力について、どのような判断をしたのでしょうか。

▲ その際（2015 年判決）の意見としては、夫婦同氏制は社会に定着しており、家族の呼称を 1 つに定めることには合理性がある、また、家族の一員であることを対外的に示し、子が両親と同じ氏であるとする仕組みにも意義があると述べています。

夫婦が同一の氏を称することは、家族という一つの集団を構成する一員であることを対外的に公示し、（他の家族と）識別する機能をもっており、夫婦同氏制の下における子の立場としても、いずれの親とも等しく氏を同じくすることによる利益を享受しやすいとも指摘しています。

たしかに婚姻によって氏を改める者にとっては、そのことによりアイデンティ

ティの喪失感を抱いたり、個人の社会的信用や評価、名誉感情を維持することが困難になるなど、不利益を受ける場合があることは否定できないが、夫婦同氏制は、婚姻前の氏を通称として使用することまで許さないというのではなく、近時、婚姻前の氏を通称として使用することが社会的に広まっているところ、上記不利益はこのような氏を通称使用が広まることにより、一定程度緩和されるものであると判示しています。

◎ それでは、2021 年の決定では、時代の推移によりこの結論は多少でも変わったのでしょうか。

▲ いえ、残念ながら、2015 年判決を受け、それ以降女性の就業率の上昇や管理職に占める女性割合の増加などの社会変化や、いわゆる選択的夫婦別氏制度の導入に賛成する人の割合が増えるなど国民の意識の変化があったとしながらも、こうした事情を踏まえても、大法廷判決の判断を変更すべきものとは認められない、としています。

STEP 3 夫婦別姓の問題は、家族のあり方に深くかかわっているといえるのでしょうか？

◎ 憲法 24 条によって婚姻制度のあり方については立法裁量が限定されているといいながら、結論的には広い立法裁量を認めていて、首尾一貫していませんね。自らの氏を尊重する権利が、古い日本の慣習である家制度や家族の一体性より下位に置かれており、両親と同じ氏でなければ子の福祉は実現できないという考え方があるように思われます。しかし、社会の実態として、家族のあり方は多様化しており、女性の社会進出が進む中で夫婦別氏制度の導入に賛成する民意も増えているように思います。そうしたなかで、夫婦同氏制の合憲性を踏襲していることについては、反対の意見もあるのではないのでしょうか。

▲ 前述した判決では、夫婦同氏制の規定は憲法 24 条等に反するとした裁判官もいます。

婚姻により氏を変えざるを得ないことにより、前述のとおり当該個人が同一人であるという個人の識別・特定に困難を引き起こす事態が生じており、個人の実績、成果などの法的利益に影響を与えかねない状況となっている

という意見、現実に96%を超える夫婦が夫の氏を称する婚姻をしており、多くの場合妻となった者のみが個人の尊厳の基礎である個人識別機能を損ねられ、自己喪失感という負担を負っているという意見、そもそも本件の問題は、夫婦同氏であることの合理性ではなく、夫婦同氏に例外を許さないことの合理性の問題であるが、夫婦間の関係とか夫婦間の子の育成上の利益等に鑑みても、夫婦同氏にまったくの例外を許さないでよいとする合理性は認められないといった意見です。

◎ **なるほど、そういった意見もあったのですね。ほかにも意見があったのでしょうか。**

Ⓐ **ほかには、夫婦同氏制を受け入れることに同意しない限り、婚姻が法的に認められないというのでは、婚姻の意思決定が自由で平等なものとは到底いえないという意見、(女性の社会進出が顕著であることや国内でも立法化に向けてさまざまな活動がなされていること、世界の多くの国において夫婦同氏のほかに夫婦別氏が認められていること等)時代の推移と共に、婚姻と家族をめぐる状況は大きく変化しているという意見、家族の一体感についても、このような実感は種々の困難を伴う日常生活のなかで、相互の信頼と努力の積み重ねによって獲得されることが大きいので、各家族の意思に委ねるべきだといった意見、選択的夫婦別氏制度の導入で向上する国民の福利は、導入で減少する福利よりはるかに大きいといった意見もありました。また、婚姻の自由という人権問題である以上、民主主義の過程(多数決原理)において修正すればよいという見解に対して異論を述べる意見もありました。**

◎ **これらの意見についてどのように評価していますか。**

Ⓐ **憲法24条が、同13条が保障する個人の人格の尊重や同14条の個人の人格の平等の保障を根底に置き、家族生活の場面においてさらに個人の自己決定権や両性の平等を強く打ち出していることに鑑みると、少数意見のほうの説得力があるように思います。**

◎ **この問題については、どのように考えるべきなのでしょう。氏の尊重の観点からはいかがですか。**

Ⓐ **婚姻というものは、国によって与えられた単なるサービスではありません。婚姻により自分の人格の自己実現を図り得るものである以上、婚姻をする自由や婚姻がもたらす利益を公平に受けるということは、個人の権利として保障されなければならないと思われま**^②**す。氏を名乗るということも、氏が名と一体で個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴である以上、その人の人生において極めて重要なものであり、自分の人格を社会に対して現すための大きな手段となるものですから、社会的地位や評価を示すためにも十分に尊重されなければならないものです。**

2015年判決(多数意見)は、氏は社会的に個人を他人から識別し特定する個人の呼称として意義があることから、自らの意思により自由に定められるものではなく、氏が一定の身分関係を反映し、その変動に伴って改められることがあり得ることがその性質上予定されているなどと述べています。

しかし、氏は、社会や国の制度のなかで人間関係の特定や識別するためだけにあるのではなく、その個人の人としての存在、その人固有の人生、社会的地位や名誉についてはその人の生命や人格を徴表するものであって、氏を名乗る権利、氏を尊重される権利は憲法13条が保障する人格権そのものと評価しなければなりません。家族の一体性、子の利益の保障という抽象的な主張により、人格に直結する権利がゆがめられてよいはずはありません。

◎ **婚姻の自由(権利)、婚姻や家族のあり方という観点からはどうでしょうか。**

Ⓐ **こうした重要な利益(価値)の根底にある氏を変えなければ、婚姻したり、婚姻の自由を享受できないということは、憲法24条が定める個人の婚姻の自由を侵害することになります。それを大半の女性が甘受していることに鑑みると、両性の本質的平等原則に反していることも明白であると考えま**^③**す。**

しかも、氏が同一でなければ夫婦や家族の一体性を害するとか、子の利益を害するということは一つの価値観に過ぎないものと考えられます(現状でも、下の名前は夫婦で話し合っ

付けているのですから、氏も同じように考えればよいだけです)。その上、婚姻や家族の形態も時代の変化に伴って大きく変わってきており、多様な様相を示していて、世界的にも選択的夫婦別姓を認めるのが趨勢です。

Q 私たちは、この問題を考えるに当たりどのようなことを意識すべきなのでしょう。

A 私たちは、今一度、氏の持つ意義やこれを尊重される権利の本質とは何かを、また、家族が崩壊するといつになっても制度を変えようせず、夫婦別氏を希望する夫婦にまで別氏を認めない夫婦同氏制に固執する考え方の根底にはいかなる価値が横たわっているのか（その考え方が求める「家族」とは一体何なのか）、しっかりと考える必要があると思います^{①②}。



① 2015年（平成27）の裁判は、婚姻前の氏ないしは氏の選択をせずに提出した婚姻届が不受理になったことに対し、夫婦別氏制度という選択肢を新たに設けない立法の不作為が国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けるとして、精神的苦痛に基づく損害賠償の請求を求めた事案である。2021年（令和3）の裁判は、同様の事態において、婚姻届の受理自体を求めた事案である。前者は、氏変更を強制されない自由（憲法13条）、婚姻の自由（憲法24条）、氏変更率の不均衡に伴う男女の平等権（憲法14条）の各侵害が主たる論点となり、後者は、同氏とする合意を婚姻の成立要件とすることによる平等権の侵害と婚姻する権利（自由）の侵害が主たる論点となった。（最大判平27.12.16判タ1421-84、最大決令3.6.23裁判所時報1770-3）。

② 婚姻について自己の人格の自己実現を図り得るものという、少し大袈裟に聞こえるかもしれない。私たちは自己の婚姻生活が平穏で安定していればいる程、結婚による幸福が当たり前のものであると感じてしまう。しかし、その根底には婚姻の自由や権

利があり、これに支えられていることを忘れてはならない。何気ない日常生活は大きな権利により守られているものである。このことは秋篠宮家の長女眞子さんと小室圭さんの結婚会見を見ても理解できる。皇室の一族という前に一人の人間である以上、自ら選択した結婚生活が一般的に尊重されなければならないはずである。婚姻の自由は憲法13条が保障する人格的自律権（自己決定権）の中で、家族の形成・維持にかかわる事柄として保障されているものであるから（佐藤幸治『憲法〔第三版〕』青林書院460・461頁）、結婚しないという選択や家族形成の様々な形態も等しく尊重されなければならないことはいうまでもない。

③ 2021年（令和3）の裁判では、同氏を合意しなければ婚姻の効果を得られないのは平等原則に反するといった点も問題とされていた。同氏希望の者たちは婚姻の効果を受けられ、別氏希望の者たちはこれを受けられないとすると、その差別的取扱いはは厳格な合理性がなければならないが、氏を同じくした夫婦のみ婚姻による経済的利益

を受けられることになってしまうものであり、両者の取扱の差には合理性を認めることは困難であると解される。

④ 夫婦同氏制は、長い歴史に支えられてきたものではない。しかしながら、明治以降、氏の統一により家父長的な家制度を担ってきたという事情が認められる。GHQは、（家制度の頂点にあった）天皇制の廃止と共に「家」を支える戸籍制度の変革（戸籍を個人単位とする）を企図したが、実現しなかった。確かに戦後の民主主義の中で古い家父長的家制度は廃止されるに至ったが、氏の統一は残されることになった。そこには氏が家制度の維持に役立つという意味が込められていたものと推測される。こうしたことを捉え、「家破れて氏あり」と諧謔的に述べる学者もいる（宮沢俊義「法律タイムズ」1巻6・7号25頁）。

⑤ 政府与党である自民党は、2021年（令和3）10月12日衆院選に向けての選挙公約を発表した。夫婦別姓に関しては、「最高裁判決を踏まえ、氏を改めることによる不利益に関する国民の声や時代の変化を受け

止め、不利益を更に解消する」というにとどまった。旧姓の幅広い使用を認める取り組みを進めるという2007年（平成19）当時の公約からはむしろ後退したものとわざわざを得ない。社会はこうした問題に寛容であるのに（たとえば、岐阜新聞社によるウェブアンケートでも、選択的夫婦別姓制度に賛成する意見は66.6%だった一同新聞2021年〔令和3〕10月13日付Web配信）、むしろ政治がこれを拒否しているように思われる。家族の一体性や親子の信頼性が、氏の一致という形式だけで図られるものではないことは明らかである。むしろ、夫婦や家族が互いに相手の個性や人格を尊重し合い、どのような氏を名乗るかについても互いに協議し合うことにより、真の意味での豊かな夫婦関係や家族制度が形成されると思われる。社会が多様性を求め、多様性を認めることに大きな意味があるとされる中で（「多様性」とは、様々な考え方に共感し、これを尊重し、支え合い、助け合い、社会全体を連帯性のある強いものにしていくという意味を持っている）、一つの形態や価値観を押し付ける時代は終わったというべきであろう。

STEP 1 同性カップルの結婚を憲法は認めていないのでしょうか？

Q 同性婚と憲法は、どのような関係があるのですか。

A 現在の日本では、異性カップルは結婚ができ、同性カップルは結婚できません。憲法 14 条 1 項は、「すべて国民は、法の下に平等」と定めているのに、人生のパートナーとして選んだ相手が自分と同じ性別だというだけで結婚が禁じられるのは、憲法が定める平等のルールに反するのではないか、といわれています。

Q 憲法 14 条の前に、24 条 1 項が、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し…」としています。「両性の合意のみ」とあるので、憲法は、同性婚を禁止しているのではないですか。

A 以前はそのような見解もありましたが、今はほとんど見当たりません。

2021 年（令和 3）3 月 17 日に出された札幌地方裁判所の判決でも、裁判所はそのようなことはいいませんし、この訴訟の被告である「国」の側も、「憲法 24 条 1 項が同性婚を禁止している」という主張はしていません。

Q 14 条や 24 条が出てきて、混乱しますね。

A そうですね。混乱しやすいので、くわしく説明します。憲法と同性婚の関係については、次の 3 つの考え方がありえます。

- ① 憲法 24 条 1 項が、国が同性婚を認めることを禁止している（禁止説）
- ② 憲法は同性婚については禁止も要請もしてなくて、国会などの判断に任せている（許容説）
- ③ 憲法は、国に対して、同性婚を認めることを要請している（要請説）

Q どの考え方が優勢なんでしょうか。

A いま議論になっているのは、「②許容説か、それとも③要請説か」

という点です。①の禁止説は「すでに消滅した見解」といえると思います。

Q 最高裁判所はどう考えていますか。

A 「②か③か」のどちらかでしょうが、どちらかはわかっていません。同性婚を認めないことが憲法違反かどうか、正面から問われた先例がないからです。

ただ、最高裁も「①の禁止説は違う」と考えているようです。

それがうかがえるのが、性同一性障害の人が、戸籍の性別（法令上の性別）を変更するときの法律（性同一性障害者性別取扱特例法）が、「現に婚姻していないこと（独身であること）」を要件としている点は憲法違反だ、と主張した事件についての判断です。

この要件は、婚姻している 2 人のうち一方が性別変更をすると、事後的に同性婚状態になるので、それを防ぐための要件であるといわれます。

最高裁は、この要件を設けるかどうか（事後的に同性婚状態になることを認めるか認めないか）は、国会が判断すべきこと、としています¹。

憲法違反の法律であれば、国会は作れないのですが、最高裁は、「国会は、同性婚状態になることを認める法律を作ってもかまいません」といっているのです。

そうすると、最高裁も、憲法 24 条 1 項が同性婚を禁止しているという①の禁止説の考え方をとっていないことは、明らかといってよいでしょう。

Q そうなんですか。憲法 24 条 1 項に「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し」と書いてあるので、なんだか不思議な感じがしますが…。

A その「不思議な感じ」は、あることを前提にしているのだと思われます。

何かというと、「憲法は、憲法の条文にはっきり書いていないことは、全部認めていない」という前提です。しかしその前提は、明らかに誤りなのです。

たとえば、憲法は、人権の条文の最初に「第 3 章 国民の権利及び義務」と書いていますが、日本に住む外国人にも、思想信条の自由、信教の自由、表現の自由などが認められています。

こうした例を見ても、「憲法は、憲法の条文にはっきり書いていないことは、全部認めていない」という前提が、そもそもの誤りといえるでしょう。

Q では、なぜ憲法 24 条 1 項には、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し」と書いてあるのですか？

A 憲法ができた当時は、婚姻というと男女がするもので、「同性カップルの結婚がありうる」ということが、知られていなかったのでしょう。

憲法が作られる前の明治民法では、親などの戸主が許可しないと、成人した 2 人が望んでも婚姻ができませんでした。

憲法 24 条 1 項の主眼は、かつての婚姻制度は、人が一人一人大切な存在だという憲法のルールに合っていなかったから、その点は改めなければいけない、ということなのです。

憲法 24 条 1 項が、「両性の合意のみに基いて」という言葉を使っているのは、決して同性婚を禁止するためではないのです。

STEP 2 同性間での結婚も憲法が保障しているのですか？

Q ①の「憲法が同性婚を禁止している」という禁止説が、今は消滅していることはわかりました。②許容説が、③要請説かはどのように考えるのでしょうか。

A まずあげられるのは、冒頭に述べた、憲法 14 条 1 項が定める平等権との関係です。憲法 14 条 1 項は、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と定めています。

2021 年（令和 3）3 月 17 日、札幌地方裁判所は、同性婚を認めない現在の民法や戸籍法は、同性愛者を異性愛者に比べて合理的根拠なく区別するものであって、性的指向に基づく差別にあたり、憲法 14 条 1 項に反する、と判断しました。

私たち人間は、みな一人一人平等です。それなのに、性的指向という属性によって人と人を区別することは、平等権の規定に反する、と判断したのです。

Q 問題になるのは 14 条だけですか。

A 「個人の尊重」や「幸福追求権」を定める憲法 13 条に反するという指摘もあります。

国会議員の法案作りを補佐する衆議院法制局は、国会で、「憲法 13 条や 14 条等の憲法条項を根拠として、同性婚の法制度化は憲法上の要請であるとするような考えなどは、いずれも十分に成り立ち得るもの」と答弁しています²。

さらに、同性婚を認めないことは、婚姻について定める憲法 24 条 1 項や 2 項に違反する、という指摘もされています。

Q 同性婚とは同性愛者や両性愛者だけの問題でしょうか。

A それには限りません。トランスジェンダーとって、生まれたときの体の性別（出生時に割り当てられた性別）が、性自認（自分の性をどのように認識してるか）とは異なる人たちがいます。

同性愛とか異性愛という分類は、その人の性自認を基準にするので、たとえば、出生時に女性に割り当てられ、男性の性自認をもつ A さんが、女性の B さんを愛する場合、性的指向としては、異性愛です。

戸籍の性別（法令上の性別）を変更するには、卵巣の摘出など厳しい要件があり、A さんは、戸籍上は女性のままということがあります。その場合、A と B は異性愛カップルですが、戸籍上は女性同士ですので、同性婚が認められない現状は、このような 2 人の結婚も妨げていることとなります。

ちなみにこの例では、B さんは、LGBT など性的マイノリティのどれにもあてはまらないかもしれません。同性婚の問題は、性的マイノリティだけの問題ではないことがわかりますね。

Q 結婚ができなくても、2 人が愛し合っ一緒に暮らすのは自由ですし、公正証書を作る方法もあります。なぜ同性カップルは、結婚を望むのですか。

A 辛口の答えになりますが、なぜその質問を異性のカップルにはしないのですか。

「愛し合っ一緒に暮らすのは自由」これは、そのとおり。

「公正証書を作る方法もある」これも、そのとおり。

けれども、こうしたことは、異性カップルも同じです。

しかし私たちは、異性のカップルが結婚をしたと聞くと、「結婚おめでとう」といいますね。そして、2 人を 1 組のカップルとして尊重していくと思うのです。

「婚姻しなくてもなんとかなる理由」をいくらあげたとしても、同じことが、異性カップルにもあてはまります。そのため、「婚姻しなくてもなんとかなる、ということ」を、いくつあげたとしても、異性なら認められる婚姻を同性には認めないという現在の区別を、正当化することはできないと思うのです。

Q そうだとしても、やはり、結婚はずっと男女のものだったので、それを同性間にも認めることは、なんとなく不安です。

A 大丈夫、心配いりません。オランダでは、2001年に同性婚が認められ、もう20年経ちますが、問題が起きたということは報告されていません。これまで、アメリカやイギリス、アジアでも台湾など、30カ国で同性婚が認められましたが、弊害が生じたという報告はありません。

同性婚を認めても、何も悪いことは起きない。それは、これまでに同性婚を認めた国々ですでに証明されたことだといえるでしょう。

それから、「結婚はずっと男女のもので、それが当たり前だった」とすると、なぜそれが「当たり前」だったのかも、考えてみる必要があるでしょう。

長い間、私たちの社会が、同性愛者や両性愛者、トランスジェンダーなどの性的マイノリティを、「いないこと」にしてきたからではないでしょうか。

あるいは、「特殊な、変わった人たちであり、真摯で平和な家庭をつくらりしない人たち」として扱ってきたからではないでしょうか。

同性婚と聞いて心にわいてくる不安が、本当はどこからやってくるものなのか、すこし見つけてみる必要があるかもしれません。

STEP 3 同性カップルが婚姻できないのは“しかたのないこと”なのでしょうが？

Q なぜ最近になって、同性婚が話題になっているのですか。

A 欧米を中心に同性婚を認める国が増えていたり、2015年（平成27）には、東京都の渋谷区と世田谷区で自治体パートナーシップ制度が始まったことで、LGBTQなど性的マイノリティの問題が、「少数者の人権や平等や差別の問題」として意識されてきたからでしょう。

Q 今は、性的マイノリティを差別してはいけない時代なんですね。

A 「今」だけでなく、どんな時代、どんな社会でも、人を差別してはいけないはずですね。ただ現実には、性的マイノリティは、これまで長い間理解されず、差別の対象になってきました。それは差別だったのだということに、私たちの社会がようやく気づきはじめたということなのでしょう。

Q 憲法が、同性婚を認めるように要請しているかどうかは、何がポイントになりますか。

A 憲法14条1項の平等権との関係でいうと、「婚姻とは何なのか。性別が異なるカップルと同じカップルとで、結局何が違うのか。そしてその違いは、前者は結婚ができるのに後者はできないという区別を正当化するのか。」ということがポイントになってきます。

Q 具体的にはどういうことですか。

A それは、突き詰めて考えると、婚姻というのが、「子どもを出産できる人」と、「精子のある人」との組合せだけを保護するものかどうか、ということです。

突然、「出産」「精子」など出てきたので、驚くかもしれません。

まず、結婚というと、2人がお互いに助け合って一緒に暮らすイメージがありますが、これは性別に関係がありませんから、同性婚を認めない理由になりません。

次に、2人で子どもを育てるイメージがあるかもしれませんが、男性同士や女性同士でも子どもを育てることはできるし、日本にも、そのような家族は少なからず存在しています。これまでも大阪市や愛知県で、男性カップルが養育里親に認定されています。

そうすると、違いは一つだけ。2人の間に子どもが生まれるかどうか、ということです。

今は人工生殖の技術も発達していますから、「2人の間に子どもが生まれる」の意味も、正確に考えてみる必要があります。

まず、母とは何か。母とは、子どもを産んだ女性のことです。（「卵子」は関係ないとされています。）

次に、父とは何か。今の法律では、父とは、「子どものもとになっている

精子を持っていた人、あるいは、その精子を持っていた可能性が典型的に高いとされる人」です。

女性同士のカップルの場合は、2人とも精子がありません。男性同士のカップルの場合、2人とも子どもを産みません。このような点だけが、同性カップルと異性カップルの本当の違いなのです。

では、そのようなことのみを理由に、女性同士のカップルや男性同士のカップルに結婚を認めないという現在の扱いは、果たして正しいのでしょうか。みなさんは、どのように感じますか。

STEP 4 日本では、同性婚はどのように実現されていくのですか？

◎ 同性婚は、ときどき国会で議論になり、同時に裁判も進んでいます。

国会と裁判所、この2つの関係はどのようになるのですか。

▲ 前提として、同性婚を禁止すべきかどうかは、「家族とは何か、結婚とは何か」ということの一つです。選択的夫婦別姓も同じです。

では、「家族とは何か、結婚とは何か」は、「誰の」意見を尊重して決めるべきでしょうか？

もし小学生にこの質問をしたら、「私たちみんな」と答えるのではないのでしょうか。基本的には、正解です。主権者である国民、ということです。

そして、国民の代表は、国民が選挙で選んだ国会議員ですから、国会の判断が尊重される、ということになるのです。

これに対して、裁判官は、国民の選挙で選ばれるものではありません³。国民の代表ではない裁判官は、国民の代表である国会が決めた、「家族とは何か、結婚とは何か」を尊重すべきであり、簡単に否定してはいけなく、と考えられています。(このことを専門用語で「立法裁量論」といいます。)

◎ …そうすると、国会が決めた婚姻の制度が正しい、という気がしてきますね。

▲ ただ、ここからさらに考えることが必要です。というのも、いつも国会の判断が「正しいもの」とされるなら、国会の判断が、マイノリティの人権や平等に重大な制約を及ぼしているときにも、この人たちを救済できなくなるからです。

同性婚を、選択的夫婦別姓と比較してみたいと思います。夫婦別姓を必要とする人にはさまざまな属性の人がいますが、その人たちは、「差別されてきたマイノリティ」ともいいきれません。

これに対して同性婚を必要とする人たちは、(少なくともカップルの一方は)性的マイノリティであり、長い間この社会のなかで、無理解や誤解、蔑視・偏見・差別にさらされてきました。現在でも、社会に根強く残った差別の結果として、性的マイノリティの自殺リスクは高いといわれています。このような性的マイノリティの人権や平等に関わる問題を、選挙という多数決で選ばれた国会議員の判断だけを優先して決めることで、本当に正しい制度が導けるのでしょうか。これが、「同性婚の問題では、立法裁量を狭くするべきだ」＝「裁判所は、同性婚を禁じることが憲法違反かどうかを積極的に判断するべきだ」ということの一つの理由です。

もう一つは、制約や不利益の大きさです。夫婦別姓の問題では、氏を変えることさえ受け入れれば、望む相手と結婚をすることができます⁴。これに対して、同性婚が禁じられた制度下では、同性カップルは、氏を変えることを受け入れても、結婚に伴うその他のあらゆることを受け入れたとしても、絶対に、その相手とは結婚できないのです。これは、結婚の自由に対する、これ以上ないほど重大な制約ですし、極めて大きな不利益です。このことが、「同性婚の問題では、立法裁量を狭くするべきだ」＝「裁判所は、同性婚を禁じることが憲法違反かどうかを積極的に判断するべきだ」ということの一つの理由です。

◎ 同性婚を認めるためには、民法や戸籍法を改正しなければならないのですか。

▲ むずかしい質問です。というのも、民法にも戸籍法にも、はっきりと同性婚を禁止している条文はありません。

政府は、「民法や戸籍法において、『夫婦』とは、婚姻の当事者である男である夫及び女である妻を意味しており、同性婚は認められておらず、同性婚をしようとする者の婚姻の届出を受理することはできない。」と答弁しているのですが⁵、あまり明快な説明ともいえません。

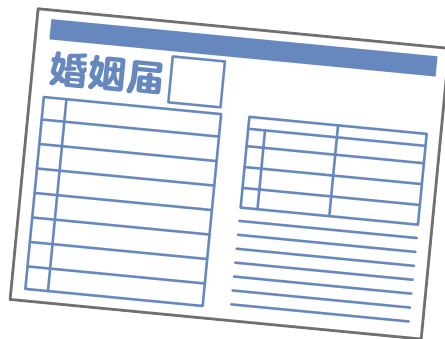
Q そもそも今の民法が同性婚を禁止しているかどうか、実はよく分かっていない、ということなのですか。

A そうですね。実は、民法などの解釈をするときにも、私たちは、憲法の価値を意識し、憲法の価値を大切にすることになっています。これは、「憲法適合的解釈」とか「合憲拡張解釈」と呼ばれています。

同性婚との関係でいいますと、たとえば、民法の「夫婦」も、平等権を定める憲法14条1項の価値を大切に解釈するならば、「(異性か同性かを問わず) 婚姻している両当事者」という意味なのかもしれません。

そうすると、そもそも今の民法自体が、同性婚を禁じていないといえるかもしれません。

憲法を大切にしていると、憲法という太陽に照らされて、民法という月も、明るく輝き出すのかもしれないですね。



① 最高裁第二小法廷令和2年3月11日決定

② 2021年(令和3)2月25日衆議院予算委員会分科会会議録

③ 最高裁判所裁判官の国民審査(憲法79条2項)はありますが、最高裁裁判官を選挙で選んでいるわけではありません。

④ 氏を変えることは、人によっては重大な精神的、物理的、経済的不利益を及ぼす場合がありますので、これも、軽視することは勿論できません。

⑤ 安倍晋三内閣総理大臣2018年(平成30)5月11日付け「衆議院議員逢坂誠二君提出日本国憲法下での同性婚に関する質問に対する答弁書」



憲法改正と国民主権

憲法の最も重要な意義は、「国家の権力を制限して国民の権利や自由を保障する」という点です。これを「立憲主義」といいます。

なぜ、国家の権力を制限する必要があるのでしょうか？それは、国家は、その権力を濫用してしまうという本質があるからです。国家は放っておくと、その権力を濫用し、大きな誤り犯してしまうことは、これまでの歴史を見れば明らかです。とりわけ、国家による3大誤りは、「戦争」「独裁」「人権侵害」です。

そのため、世界中ほとんどの国が憲法を制定し、国家の権力濫用を防ぐための制度を作っているのです。その一つが、三権分立という制度です。国家権力を、立法・行政・司法の三権に分け、互いに権衡させることによって、独裁を予防しようとするものです。

ただ、この仕組みに我慢できないと感ずる人が出てくるのです。「独裁」の誘いのはじまりです。そこで、憲法に何を定めておくべきかについて紹介します。

私たちは、国民主権を当然のこととして受け止めているかもしれませんが。しかし、明治憲法は天皇主権でした。今、国民に主権があることの大切さを、忘れないことです。

その上で、主権のある国民には、憲法を改正する権限もあるのです。憲法は、そのための規定を置いています。それを具体化した法律が、憲法改正手続法です。これが、憲法の理念に即したものになっているのでしょうか？本当に国民の意思に基づいた憲法改正でなければ、国民主権ではなくなってしまいます。

憲法は、基本的人権が現在および将来の国民に与えられた永久の権利である(第97条)と定め、前文では、人類普遍の原理に反する憲法も排除すると定めています。憲法改正にも限界があるということです。そんな視点も忘れずに、憲法改正手続法について紹介します。

STEP 1 憲法に「国家緊急権」に基づく「緊急事態条項」は必要でしょうか？

Q 自民党の「憲法改正草案」（以下「改正草案」）では、「緊急事態」の章が新設されています。「武力攻撃」や「大規模な自然災害」に適切に対処するためには、憲法に「緊急事態条項」が必要ではありませんか？

A まったく不要ですし、国民にとって極めて危険なことです。世界的にも日本の歴史においても、いわゆる「国家緊急権」という考え方のもとにいろいろな「緊急事態条項」が憲法に規定されてきました。それはまさに濫用の歴史であり、国民の基本的人権を侵害する危険なものです。

Q 「国家緊急権」とはどのような考え方ですか？

A 一般的には、戦争・内乱・恐慌・大規模な自然災害など、平時の統治機構をもっては対処できない非常事態において、国家の存立を維持するために、国家が、立憲的な憲法秩序を一時停止して非常措置をとる権限とされています。特徴としては、憲法秩序の停止、とりわけ人権保障の停止と行政権への権力集中という点があげられます。

Q これまでに、世界あるいは日本ではどのような経験があるのですか？

A 世界的にもいくつかの例があります。

有名なものは、ドイツのワイマール憲法における大統領非常権限です。大統領に人権の一时的停止権限を与えたものですが、これの濫用により、ナチス・ヒットラーの独裁への道を許したといわれています。

戦後のフランスでは、第5共和政憲法16条に非常に強力な大統領権限があります。1961年に1度用いられたのですが、劇薬だとして可能な限り運用しない方向になっています。しかし、2015年のパリ同時多発テロの際には、国会承認が必要な憲法36条の

戒厳令などが用いられ、その期間を延長して数年に及び令状なしの逮捕捜索などが続けられました。

日本では、明治憲法に緊急勅令、戒厳令等の緊急事態条項が設けられていました。戦前、何回か実行されました。関東大震災時（1923年〔大正12〕）や2.26（1936年〔昭和11〕）事件の際には、多くの人権侵害を招き濫用が指摘されています。治安維持法の死刑法への「改正」も、後に国会で承認はされましたが、一度は緊急勅令によって成立されたのです。

Q これまでの経験は、緊急事態条項の危険性を教えているのですね。

A そのとおりです。危険性としては、①そもそも緊急事態の宣言が正当化されないような場合でも宣言を行う傾向があり、②戦争その他の危険が去った後も延長しがちであり、③緊急事態に対処するために一般市民の人権を過度に制限しがちであり、④司法統制が十分に行われにくい、といった点が指摘できます。

何よりも、国家権力の独裁を防ぐための基本原則である三権分立の例外を作り、政府などに強力な権限を与えるものですから、濫用の危険性は極めて大きいものがあります。

明治憲法下における緊急事態措置の比較表

	緊急勅令	戒厳宣告の大権	非常大権	緊急財政措置
要件	公共の安全を保持し又はその災厄を避けるために新たな立法を行う必要がありその必要が緊急であること、かつ、帝国議会の閉会中	戦時又は内乱	戦時又は国家事変	公共の安全の保持に緊急の需用ある場合、かつ、帝国議会を召集することができないとき
認定	天皇	天皇	軍の大元帥たる天皇	政府
効果	勅令制定権	行政権等の軍当局への移管、権利制限等	軍事行動に必要な範囲内での措置	勅令による財政上必要な処分
議会統制	次の会期で議会の承諾を要する	なし	(不明)	次の会期で議会の承諾を要する
期間	議会閉会中	上記の効果が必要とされる期間	上記の効果が必要とされる期間	議会を召集することができない間

Q 日本国憲法に「緊急事態条項」がないのはなぜですか。

A 日本国憲法制定過程における国会での答弁¹が、その理由を端的に示しています。

そこでは、「濫用の危険性があるので、憲法には規定しない。非常事態への対処は平時から厳重な要件で法律を整備するのが日本国憲法の態度だ。」と説明されています。

STEP 2 自民党の「改正草案」は、どのような内容ですか？

Q 自民党の「改正草案」にある「緊急事態」の条項²では、どのような場合に緊急事態宣言が出せるのですか。

A 内閣総理大臣が、外部からの武力攻撃、内乱、大規模な自然災害等が発生し、特に必要があると認めるときに、閣議にかけて「緊急事態の宣言」を発することができるとなっています。この事態は例示であって、具体的には法律で規定されることになるでしょう。

Q 緊急事態宣言が出されると、国はどのようなことができるのですか。

A 内閣は、「法律と同一の効力を有する政令」（緊急政令）を制定することができるようになります。内閣総理大臣は、緊急の財政支出をすることができるようになりますし、地方自治体の長に対して指示をすることができるようになります。

Q 憲法では、法律の制定や国の財政は、国会の権限ですよ。

A そのとおりです。憲法は、国会が「国の唯一の立法機関」であること（第41条）や、国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて行使しなければならないこと（第83条）を定めています。

「改正草案」の緊急事態宣言は、その例外です。その意味で、憲法の基本原則の一つである「三権分立」の例外を設けるものです。「三権分立」は、国家における独裁を防止するための重要な基本原則ですから、この例外を設けることは極めて危険なことといえます。

Q でも、「改正草案」では、緊急事態宣言を出す要件を定めているのではないですか。

A 要件は定めていますが、「外部からの武力攻撃」「内乱」「大規模な自然災害」等の場合でも、「特に必要があると認める場合」としか定められていません。いったいどのような事態に至ったら緊急事態宣言を発することができるのか、具体的な基準は何らないのです。まずは、内閣総理大臣の判断が優先する結果となるでしょう。

Q 国会の承認などの制約はありますか。

A たしかに、国会の承認が求められています。

ただ、政府与党が多数を占めているなかで十分審議が行えるのか疑問があります。加えて、たとえば「外部からの武力攻撃」の場合、その内容が、国の安全保障にかかわる国家秘密であることを理由に、正確な情報が国会に開示されないまま「承認」を求められる危険があるなど、名ばかりの「承認」となる不安があります。

また、「承認」は、「事前」である必要はなく「事後」でもよいことになっています。さらに、仮に事後に承認されなかった場合、その間に制定された緊急政令や財政上の支出等の効力が遡って失われるとは定められていません。逆に、効果は影響を受けないと説明されています（自民党Q&A）。

これでは、発令してしまえばそれで終わり、となりかねません。最後は、司法による救済しかありませんが、それも事後の、おそらく金銭賠償の限界があり、重大な基本的人権の侵害などの予防補償としては不十分といわざるをえません。

Q 緊急事態宣言にはほかにも問題点がありますか。

A 緊急事態宣言の期間の制限がありません。延長100日ごとに国会の承認を求めるとしているだけで、上限はありません。

また、緊急政令の内容についての規制はありません。「何人も」指示に従わなければならないとも定めています。抽象的に、基本的人権に関する憲法上の規定は最大限尊重しなければならないとは定めるものの、実際には基本的人権が侵害される危険は決して否定できません。緊急事態という本質から、国民の行動などを制約する措置が取られるであろうことは容易に推測できます。

また、国会の解散制限の結果、政権与党という多数者が、いつまでも「承認」を与え続けることも可能となります。

Q 自民党「改正素案」の緊急事態条項^①と「改正草案」との違いは何ですか。

A 要件を「大地震その他の異常かつ大規模な災害」のみに限っています。効果も、政令の制定だけになっています。また、国会に関しても、議員の任期の特例といういい方をしています。

Q これであれば問題はありますか。

A いえいえ、そんなことはありません。先に述べた「改正草案」の問題点は基本的に変わりありません。大規模災害を口実に、非常に危険な緊急事態条項を設けようとするもので、安易な発想といわざるを得ません。

STEP 3 「緊急事態」に対応するために改憲は必要ないということでしょうか？

Q 憲法に緊急事態条項を設けなくても、「武力攻撃」や「大規模な自然災害」に対応することはできるのでしょうか。

A 現行法でも、さまざまな法制が整備されています。これらを適切に適用運用すれば、十分に対応可能と思われます。

たとえば、「外部からの武力攻撃」に対しては、自衛隊法、事態対処法、国民保護法などが制度化されています。「大規模な自然災害」に対しては、災害対策基本法、自衛隊法、警察法、災害救助法などが整備されています。問題は、これらの制度をいかに適切かつ迅速に適用運用するかです。少なくとも憲法の条項に手を付ける必要はありません。

Q 新型コロナウイルス感染拡大のなか、憲法に緊急事態条項が必要だという声もありますが。

A 今まで述べてきた「緊急事態条項」の改憲案は、いずれも新型コロナウイルス対策には要件が該当しません。ですから、現在の改憲案は、新型コロナウイルス感染対策には何ら関係ありません。あたかも改憲が必要だとするのは誤った宣伝です。

この問題でも、現行の法制を適切に適用運用し、速やかな政策を実行していくことが求められているのであって、改憲に結びつけようとすることは許されることではありません。現に感染症対策に関しては、感染症対策関連の法改正による対応もとられています。

諸外国で行われている「ロックダウン」も、憲法上の緊急事態条項に基づくものではありません。

今後、「感染症の対応」という要件で憲法に緊急事態条項を設けたらという考えが出てくるかもしれませんが。その場合でも、これまで述べてきたような濫用の危険性や基本的人権の侵害のおそれという問題は何ら払しょくされるものではありません。三権分立の例外を設けることの危険性の大ききのほうが問題です。

これからも「緊急事態」対策の名のもとに新たな改憲案が提案されるかもしれません。その場合でも、その必要性を十分に検討し、何よりもこれまでに述べてきた危険性について認識した上で、慎重の上にも慎重な対応が求められます。憲法を改正すれば解決するといった安易な発想に基づく行動だけは決してしないよう望みたいものです。

① 1946年（昭和21）第13回帝国憲法改正委員会 金森國務大臣答弁

「…民主政治を徹底させて国民の権利を充分擁護いたします為には、左様な場合の政府一存に於いて行いまする処置は、極力これを防止しなければならぬのであります。言葉を非常ということに借りて、其の大いなる途を残して置きますなら、どんなに精緻な憲法を定めましても、口実を其処に入れて又破壊せらるる虞絶無とは断言し難いと思ひます。随つてこの憲法は左様な非常なる特例を以て一謂わば行政権の自由判断の余地を出来るだけ少なくするように考へた訳であります。随つて特殊の必要が起りますれば、臨時議會を招集してこれに應ずる処置をする、又衆議院が解散後であつて処置の出来ない時は、參議院の緊急集會を促して

暫定の処置をする、同時に他の一面に於いて、實際の特殊な場合に應ずる具体的な必要な規定は、平素から濫用の虞なき姿に於いて準備するように規定を完備して置くことが適當であらうと思ひます…」

② 自民党「日本国憲法改正草案」 (平成24年4月27日決定) 第九章 緊急事態 (緊急事態の宣言) 第九十八条

① 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところに

より、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。

- ② 緊急事態の宣言は、法律の定めるところにより、事前又は事後に国会の承認を得なければならない。
- ③ 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があったとき、国会が緊急事態の宣言を解除すべき旨を議決したとき、又は事態の推移により当該宣言を継続する必要がないと認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、当該宣言を速やかに解除しなければならない。また、百日を超えて緊急事態の宣言を継続しようとするときは、百日を超えるごとに、事前に国会の承認を得なければならない。
- ④ 第二項及び前項後段の国会の承認については、第六十条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日以内」とあるのは、「五日以内」と読み替えるものとする。
(緊急事態の宣言の効果)

第九十九条

- ① 緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。
- ② 前項の政令の制定及び処分については、法律の定めるところにより、事後に国会の承認を得なければならない。
- ③ 緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国

民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない。この場合においても、第十四条、第十八条、第十九条、第二十一条その他の基本的人権に関する規定は最大限尊重されなければならない。

- ④ 緊急事態の宣言が発せられた場合においては、法律の定めるところにより、その宣言が効力を有する期間、衆議院は解散されないものとし、両議院の議員の任期及びその選挙期日の特例を設けることができる。

⑤ 自民党大会「憲法改正素案」 (平成 30 年 3 月 25 日承認)

第七十三条の二

- ① 大地震その他の異常かつ大規模な災害により、国会による法律の制定を待つとまがなないと認める特別な事情があるときは、内閣は、法律の定めるところにより、国民の生命、身体及び財産を保護するため、政令を制定することができる。
- ② 内閣は、前項の政令を制定したときは、法律の定めるところにより、速やかに国会の承認を求めなければならない。

第六十四条の二

- ① 大地震その他の異常かつ大規模な災害により、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の適正な実施が困難であると認めるときは、国会は、法律の定めるところにより、各議院の出席議員の三分の二以上の多数で、その任期の特例を定めることができる。

STEP 1 憲法改正手続法が改正されましたね？

Q 憲法改正手続法とは何ですか。

A 憲法改正の是非を決める投票（以下「国民投票」）を実施するにあたって、その手続について定めた法律です。国民投票法（以下この呼称を使います）とも呼ばれています。この法律は、2007年（平成19）に成立したのですが、その当時からさまざまな問題点が指摘されてきました。

Q 憲法上の定めとしては、憲法を改正するにはどのような決まりがありますか。

A 憲法では、「この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。」（憲法 96 条）と定めています。

Q 現在の国民投票法には何か問題があるのですか。

A 次のような問題点が指摘されています。

- ① 無効票が投票総数に含まれないこと
- ② 最低投票率の定めがないこと
- ③ 有料広告規制が不十分であること
- ④ 国民投票運動と意見表明の境界線が曖昧なこと
- ⑤ ④の結果、公務員等を中心に萎縮的效果が生ずること
- ⑥ 発議から投票日までの期間が短いこと

Q なぜ問題視されているのですか。

A 国民主権の名のもと、多くの国民が憲法の定めにも納得し、受け入れているということが重要ですから、国民投票の結果には国民の総意が反映されていると評価できなければなりません。そのためには、国民投票実施前に、国民全体で十分な議論がされているという経緯が重要になります。そして、投票結果に民意が反映さ

れていると評価するためには、この議論が公平・自由・平等に行われたということが重要です。また、ごく限られた一部の国民の意見で改正されてしまっは、憲法の正当性に疑義が生じてしまいます。憲法改正手続法は、これらの観点からして制度が不十分だと問題視されているのです。

STEP 2 具体的に問題になるのはどんなことでしょうか？

◎ 個々の問題点についてより詳しく教えてください。

▲ 表をご覧ください。

	問題点	詳細
①	無効票が投票総数に含まれない	たとえば白票は無効票と取り扱われますが白票も投票行動の結果であり、その形での意見表明ともいえます。また、ごく限られた一部の国民の意見のみで憲法が改正できてしまうということになりかねません。
②	最低投票率の定めがない	無効票が分母に含まれないことも相まって、ごく限られた一部の国民の賛成票によって改正できてしまうという問題があります。投票率が低いなかで改正されれば、その憲法の正当性、国家権力行使の正当性に疑念が生じてしまいます。
③	有料広告規制が不十分である	広告費用・広告量・時間などによる規制はされておらず、規制を設けるべきではないかと指摘されています。テレビ・ラジオ・新聞を利用した有料広告規制が不十分だと、資力を有している者のみ広告をすることが可能となり、資力を有さない者はその機会が得られないということになってしまいます。
④	国民投票運動と意見表明の境界線が曖昧	投票日前 14 日間は、賛成または反対の票を投じることや投じないことを「勧誘」する運動＝国民投票運動が規制されますが、（賛成または反対であるとの意見を「表明」すること＝意見表明は規制されません。しかし、国民投票運動と意見表明との境界はあいまいです。
⑤	④の結果、公務員等を中心に萎縮的效果が生ずる	警察官等の一定の地位にある者については国民投票運動をすることが禁じられており、違反者には刑罰が科せられます。しかし、③のとおり、意見表明との境界が曖昧であるため、どのような行為が刑事罰の対象になるのか不明確であり、萎縮させてしまうという問題が指摘されています。 また、教員等については、「その地位の影響力等を利用して国民投票運動をすること」が禁じられていますが、同様に萎縮させてしまうのではないかと指摘されています。
⑥	発議から投票日までの期間が短い	国民投票法では、発議から 60 日から 180 日以内に投票をすることになっているため、最短で発議から 60 日後には投票日を迎える可能性があります。しかし、憲法改正という極めて重大な事項について、わずか 60 日で、国民の議論が深まるといえるのでしょうか。投票日前 14 日間は国民投票運動が禁止されることもあわせると、期間として短いのではないかと指摘されています。

◎ 2021 年（令和 3）6 月に改正された国民投票法には、「有料広告規制については法施行後 3 年を目途に必要な法制上の措置を講ずる」旨の附則が付されたと聞きました。さまざまな問題があるなかで、どうして有料広告規制に関することだけ附則が設けられたのでしょうか。

▲ ①～⑥のように指摘されている問題点はどれも重要ですが、そのなかでも特に有料広告規制の問題が重要だからです。

国民投票は、国民がしっかりと議論し理解した上で、自身の判断と責任においてなされるべきです。しかし、潤沢な資金を有する者のみの意見が頻繁に広告され、その結果、憲法改正の是非についての自由かつ公平な議論が歪められてしまうという懸念があるのです。

潤沢な資金があれば、多くの国民に絶大な影響力のある芸能人を何人も広告に起用できることを考えると、この問題点がわかりやすくなるでしょう。芸能人が「私は憲法改正に賛成（反対）です」と発言するテレビ CM が頻繁に放送された場合、その影響力はとても大きいものといえます。自由かつ公平な議論のためには、資金力の有無による著しい差が生じてしまうことを防止する必要があるのです。

◎ 有料広告規制についての上記附則が設けられたことで、懸念されている点は今後解決するのではないのでしょうか。

▲ 実は、有料広告規制の問題点は、2007 年（平成 19）にこの法律が制定された当時から指摘されてきました。14 年も経ているのに、いまだに抜本的な解決が図られていないのです。

今回の法改正は、改正公職選挙法との整合性を図るための最低限の改正に留まり、従前から指摘されていたさまざまな問題点を解決するものではありません。また、3 年を目途に講ずるとされる「必要な法制上の措置」の具体的内容も不明確です。附則が付されているからといって安易にとらえず、今後も十分注視していく必要があります。

【日本国憲法】

1946年(昭和21)11月3日公布
1947年(昭和22)5月3日施行

(前文)

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

◆◆「憲法出前講座」をご利用ください◆◆

長野県弁護士会では、無料で、弁護士を学習会や勉強会の開催地に派遣して憲法に関するご希望のテーマに沿った講義を実施する出前講座の申し込みを受け付けております。

これまで学校や各種団体から多くのお申し込みをいただいております。憲法の成り立ちや意義、国民主権、緊急事態条項、憲法改正草案、いわゆるコロナ特措法など多岐にわたるテーマで実施してまいりました。ご希望の方は、希望日の2か月前までに当会までご連絡ください。

【長野県弁護士会】 TEL026-232-2104 FAX026-232-3653

長野県弁護士会がこれまでに開催したシンポジウム

開催日	テーマ	講師(敬称略)
2014年(平成26)4月27日	領土問題を考えるー集团的自衛権との関連でー	孫崎 享
2014年(平成26)12月14日	「戦争と平和ー集团的自衛権のもたらすものー」 ①集团的自衛権を巡る国際情勢 ②迷走する集团的自衛権と日本の安全保障・民主主義	①伊勢崎賢治 ②柳澤 協二
2015年(平成27)7月18日	平和憲法の初心 ー世代を超えて引き継ぐー	丸山 貢一
2016年(平成28)5月14日	『「安保法制」でどうなる？ 私たちの暮らしと日本の行方』 ①安保法制で日本はどうなるのか いま国民に問われているもの ②安保法が呼び込む自衛隊の軍隊化 ー安倍首相が目指す「戦争ができる国」ー	①柳澤 協二 ②半田 滋
2016年(平成28)11月13日	憲法改正は本当に必要か ー緊急事態条項を中心に考える	伊藤 真
2017年(平成29)10月15日	憲法施行70年憲法シンポジウム 「今、改めて憲法を考える日本国憲法の創造力」	木村 草太
2019年(令和1)12月15日	「平和を考える」 ー長野県全市町村を回り得たものー	清水まなぶ
2022年(令和4)2月19日	憲法の視点で「結婚」を考える ー同性婚、選択的夫婦別姓に関する裁判を素材にー	木村 草太

2021 年度

長野県弁護士会 憲法問題プロジェクトチーム委員

【長野在住会】 内村 修 長田 雄介 鏡味 聖善 金井 崇晃
永井 真介 中野 信子 福本 昌教 山岸 重幸
和田 清二 渡辺 伸樹

【上田在住会】 小池さやか 清水 智弥 滝澤 修一

【佐久在住会】 内堀 優貴 栗原 岳史 山田 啓顕

【松本在住会】 石井 誠実 唐澤 佳秀 竹内 永浩 中野 勝志
松嶋 敏明 宮井麻由子 山内 道生

【諏訪在住会】 蒲生 路子 河嶋 恒平 木嶋日出夫 諏訪 雅顕
矢崎 正彦

【伊那在住会】 青木 謙一 太田 明良

【飯田在住会】 原 正治 松澤 崇志